松屋外集

六

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

松屋外集巻之六

目録

第一種白入道

第二

第三裏白

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

松屋外集巻之六

目録

第一 信西入道ず今様詞
今様詞〳〵今様の語意
第二 あねごうねや
あねごや　ようさこ
第三 蓑毛（ミノゲ）
鶏のみれ毛　鷺の蓑毛
第四 さゝら
はゝそ
もゝ尊
とぶやとり

大正 9.9.25 贈呈

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

第五いしみ

筑籬（イガキ）　ざる

第六百万塔

第三　某甲

第七叢祠蓑社

第八櫟（レキ）社（シヤ）　小禿倉（コボコラ）

ほゞてやしろ

第九法楽

第十子（コ）良（ラ）

母（ボ）良（ラ）　おもら

館母（クワンモ）　おこそご

物忌父（モノイミノチヽ）

第十一帯刀先生（タテハキセンジヤウ）

帯刀陣　帯刀長　帯刀脇　木鳥（コトリ）

木鳥脇　帯刀舎人

連（ムラジ）　くらの

のあと

部領使（コトリツカヒ）

第十二別當專當

第十三已位（バウサン）朝散大夫（タイフ）四品（レホン）

第十四大夫の訓法　元大輔（ダイフ）少輔（セフ）

衛門大夫　大夫判官

大夫將監　大夫進

左右近大夫　式部大夫

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

藏人（ザウニン）五位

第十五新本氏（シンホンジ）ノ字

新中納言　新三位中将　新藏人

新丹侍　本三位中将　氏藏人

氏（ウヂ）丹侍

第十六正六位下（シヤウロクヰノゲ）已下、中古以来不叙之（ジヨコライフジヨノコレヲジス）

第十七姓氏（シヤウジ）

氏（ウヂ）の語意　年（トシ）と守（カミ）と通（カヨ）ふ

尸（カバネ）の語意　族（ゾク）

第十八大守（タイシユ）刺史（シシ）　称（ショウ）歸（キ）

第十九官位（クワンヰ）唐名（タウメイ）

第廿守行（シユギヤウ）の字義

第廿一侍臣（ジシン）殿上（テンジヤウ）

内（ウチ）昇殿　外（トノ）昇殿

殿上人の員數

第廿二上（カミ）上卿（シヤウケイ）日上（ヒノカミ）内弁（ナイベン）外弁（ゲベン）職事（シキジ）

第廿三輔（フ）代（ダイ）政官（ジヤウクワン）陣（ヂン）官（クワン）人（ニン）御倉（ミクラ）廳（チヤウ）頭（トウ）

第廿四凡人（ボンジン）凡家（ボンケ）花族（クワゾク）清華（セイクワ）英雄（エイウ）公達（キンダチ）

第廿五刀禰（トネ）大夫（タイフ）達

第廿六權官

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

正官不置　員外

第廿七准摂政復辟

第廿八非の字

第廿九追捕格勤者

第三十吏卒史生使部兵士衛士

非官　非職　非色

防人

松屋外集巻之六

武藏多西平小山田與清稿

越後高關平渋谷永保訂

第一信西入道の今様詞并今様曲

○安藝國嚴嶋明神の神庫より櫻町中納言手筆の消息文ふ信西入道の今様の詞あり其詞四流の菩薩ハおわりの年尼の経歌ひらめくる世親立樹ハたゞもと千部の論主といそれけり

○體源抄十の末巻神歌の条より或云侍従大納言成通

雲林院ニテ鞠ヲケラレケルニ雨俄ニ降タリケレバ階隠ノ間ニ立入テ階ニ尻ヲカケテシバシ晴間ヲ待レケルホドニ〳〵雨フレバ軒ノ玉水ツブ〳〵トイハバヤ物ヲ心ユクマデト云神歌ヲクチズサマレケル程ニ格子ヲ内ヨリ押明テ女房ノ声ニテ此程コレニ候人ノ物ノケ煩ヒテ候ガ唯今ノ御声ヲ兼テアクビシレテ氣色カハリテ見エ候ニ今少シ候ヒナンヤトスヽメケレバ皆ヲヌキテ堂ノ内ニ入テ几帳ノ外ニ居テイヅレノ佛ノ願ヨリモ千手ノ誓ゾタノモシキ枯タル草木モ忽ニ花サキ實ナルトキ、タレバトゝ云句ヲトリカヘシ〳〵歌ヒテ又薬師ノ十二ノ誓願ハ衆病悉除ゾタノモレキ一経其耳ハサテオキツ皆令滿足スグレタリ此ヲウタハレタリケルニ物怪ワタリテヤウ〳〵ノ支ドモイヒテ其病ヤミニケリ必ズ法験ナラヂドモ道ニ長ゼル人ノ藝ニハ靈病モオソレラナスニコソ云ヽ

又音曲ノ事条ゝ神樂催馬樂今様梵音以下ニテアテ哥ヲフシヲ付テ歌フ事ノアルモ也琵琶法師ノウタフニモ又アラズ中昔ハ白柏子トテ遊君ノウタフコトモア

リ當世猿樂トテウタフコトハ一向昔ハナキ事也如此
ノ音曲世ニ出來シテ天下ノ亂オコル事有之也樂道ニ
生來（ウマレルモノ）カリソメニモ歌フベカラズ云〻續教訓抄ニ所載
ノ音曲ト申ハ一節アル事ト見エタリ法文歌習（ナラ）ヒア
マタアリイハユル沙羅林ノヤウト云常ノ今樣
ヨリハ少シフリ延（ノベ）テオホヤウニアハレナル体（テイ）
ニ哥フベシトアリ只今樣ノヤウニ哥ヒテ此事
ヲ分（ワケ）モノナシオホヤウナリナド云テニクミテ
今ハ沙羅林ガヤウハ哥（ウタ）ハヌアルマジキ事也早
哥トテ郢曲世ニ亂ビシ也昔ハ悉ク雅樂ノ音声
ヲ正（タヾ）シテ五音七声皆其源ニモトヅク殊勝ノ物
也コレモサル間世ニ數奇ナクナリテ今ハ聞知
ル人モ稀也雅樂ニ同ス教訓抄ニ云所ノ哥ヒハ
又別ナルニコソ法文ノ哥今樣片下早歌コレワ
クモノイト難シトアリ第一ニ今樣ハヲリヲキ
ラフベシ春ハ春ニツケ夏ハ夏ニツケ秋冬モ同
之月ノ比ヤミノ由ヲ哥ヒ祝無常ノ歌ヲ哥ヒ夏
冬ノ歌ヲウタフハ有マジキ事也又女房ナドノ
前ニテ遊ビ情アル処ニテ蓬萊山ナド哥ウハウ
ルメカシ如（ヤ）ク此事ハ哥ヒモノニ限ラズ樂人モ同

事也

㊀又云白河院ノ御時ニ召レテ哥ツカマツリケルヤイダシテ云

海道ノタレバ波タカシ山道トオモヘバ雪高カンナル物ヲヤイザヽバ伊勢路ニカヽリナム

此哥ヲウタフ間ハテノ句出サントスルニ哥サシテ召レテ御定ニ此次ノ句イカヾ只都ニフタリ居タランヤトウタヘト仰下サル扨其ヨリ其定ニ仕リタリ

㊁ケルニ御心ニ相カナヒテ感ジオボシメストテ纏頭給リヌト云ヽ

㊂又同院ノ御時歌近藤ト云者御前ニ召レテ歌ウタハセ給ケルニ思ヤウアハレナル哥ヲウタハント思テ出シテ云

太子ノ身投シタ暮ニ衣カケテキ竹ノ葉ニ驚ノミ山ヲ出シヨリ皆ハ

此哥ヲ出シタリケルニ一首給ラヌサキニ追出サレニケリヲリニ従フベキコト也云ヽ

㊃又シタシキトモガラ哥ウタフ女一人具シテ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

月ノアカキ比三条坊門東洞院ノ辺ニ遊ビアリキケリ鐘ツク程アル所ニヨキ声ニテ哥ウタフモノ有キ磬ノ止リテ是ヲ聞ニ紫ノ如ク男一人シテ笛ヲ吹二人今様ウタフ其歌ニ曰ク

信濃ニアンナル木曽路川君ニ思ヒノ深ケレバミギハニ袖ヲヌラシツトアラヌ瀬ヲコソスゝギツレ

是ヲ工モアヘヌセヲコソトハ其女ノウタヒタリケル

○又天王寺ヘ参リテ帰リケルニ江口ニトゞマリテ夜フクル程ニ遊(アソビ)ノ所(トコロ)ヲウカゞヒケルニ火ノモトニテ双六(スゴロク)ヲ打ケリオシレイリテ今様ヲモヨホスニ出シテ曰ク

○竹ノヨナガクアハレナル節モ定メズ起(オキ)居ツツ人ニシラレヌ恋ヲシテ鶏(トリ)ノ鳴(ナク)マデ寝(ヌ)モ入ラズ

此歌サセルフシモナケレドモ折ニヨリテ興モ有キ又忘レヌフシニ人ノ語リシ也

○又

ヨシナノ人我等ガ独窮ヤカバカリサヤケキ冬

ノ夜ニ衣(コロモ)ハ薄クテ夜ハサムシタメカシ人ハ
マテドコズ

◯又

心ノ内ニハシノベトモ色ニハ出(イデ)ケリ我恋ヤ
物ヤ思フト見ル人ノアヤメテイカニト問(トフ)マ
デニ

◯栄花物語月宴(卅三丁右)ノ姫宮いとざいとをうつくおもたまへあそばすふをとりたまひて琴をいとめでたうひきすましつゝなほやこゑハいうふひきあはすとおぼしたるほみ

やかなる三人の几帳おしやりてをおしやり出ぬほどおもしろくらるゝに

おとなゝどはをかしうれば琵琶をそ一ゆきそうけうなどとりひらげてをあぐるをよきもをかしの

八佛説の如き摩訶の般若は心経あり

◯續教訓抄七の巻ノ万歳楽ノ条ハ知恩院禅定殿下ノ仰ニ此曲ハ公私ニ付テ祝ノ前ニハ必舞トイヒ楽トイヒ先奏之後ニコソ何ノ曲ヲモ用ヒラレ侍レサレバ誠ニ目出キ曲ニテ侍ナリナニハ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

ノ事を名ニヨリテ其徳ヲ著ス事ナレバ尤其謂
アリテオボエ工侍リサレハ祝ノ今様ニモ
祝(イハヒ)ノ所ニ吹笛(フエ)ハ地久(チキウ)ミノ山黄鐘調(ワウシキテウ)ニ君ガヨ
ハヒハ万歳(マンサイラク)楽
トイヘリ云々
○源氏河海抄柏木の巻よ大納言成通卿院ヨ参
リテ門遊ありけるに
うら安をせしるふ管絃(クワンゲン)とゝのゝんと
つゝばうし我打先生ヨ参て湯殿(ユドノ)ニ
もふ

といふ今様(イマヤウ)尚存(ノコレリ)ようにおぼえ
をあそばされて深整(フカキヨ)よもせんとうたひけりを
の人感じてけりといへり云々
○夫木抄廿の巻雑二山部上左
みんなそんび
甲斐なる根(ネ)うき山の名ハ白根波時(シラネナミノトキ)ハの山む
ろふしかすむ山等(など)のしるしにぞ
○宝物集七の巻(マキ)ハ丁右 神崎遊女事の条ヨ神崎ノ遊
女ト云人ハ年比色ヲ好ミ佛法ノ名字ヲ知(シラ)ズ舟
ノ内浪ノ上ニシテ世ヲ渡リ往還ノ客ニ身ヲ任

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

セテ過(スグ)ス男ニ具(グ)シテ西國ヘ下(クダ)リケル程ニ海賊
ニ値(アヒ)テ數多所切レテヒキイテントシケル時西
方ニカキムケラレテ
我等ハ何レニ老ニケン思ヘバイトコソ哀ナ
レ今ハ西方極樂ノ弥陀ノ誓ヲ念ズベシ
ト云歌ヲ度々歌(ウタ)ヒテ只弱(ヨワ)クナリテ絶入(タエイリ)ニケリ
云々
○梁塵秘抄口傳集十の巻八丁左
所ゟゝ今様の會あり小大進が昌梅をきくに
我ゟ立ぢかぬよしやんあうちめぶまゝ似てて
この京昌梅とゝふ乙前ゞたゞみよいぼ
らあゟ九ぢふ似ゟりけりあ俥ぶまゝたゞんだ
あどいひあひゟう
釈迦の主ぢりハう事木のうる今ハたらい
みゟゝ
とあぐるゐあど雨ぞりもゆ佛の御前ゟゝる
はゐ云ゝ又十九乙前ハ十四とゝ昌梅と
何事しとゝゟゝはゟゝしにゐりせゝ
御ちの事もあゐまゝはゟゝふさゝしもをもとり
ゐゟとた極あゝゐるまあゟう事たり

[illegible]にちゝ家を造りてお[illegible]ふもの[illegible]そ[illegible]又[illegible]
れそむりひてみそうまう[illegible]
えんの為よ法花経一巻よみ[illegible]のち寺
やにとゞもおもものとひ[illegible]ふよろこひて[illegible]
そきうるめく

像法時ごろ薬師の経をたのまき一たび
唱奉きく人万の病ありといふ
二三反むらうそひてきうせ[illegible]
○又仏名乙前よしらばよまく二三枚をうる

そをしらこと[illegible]ま[illegible]
ばえ事えあるまさでうち[illegible]お
そをし[illegible]そそ[illegible]ちいと
行[illegible]ぬよりもてそうこと
あるうとのまわて

次第多聞山うえあ[illegible]よ[illegible]
ちん神ふ事世の[illegible]
なあれを
とうとひをうしうふかもたゞずてからあ
やのそ[illegible]事あれ二祇(フタツギヌ)をてんぢうをそ

○又（九丁左）今按をある人
なりけり是
慈恩の校訂ハ名のみの
浦もしほたるとかゆけども
○又（十丁左）資賢はやしもと
りたり今按あるまや
しとすむをハかこ
まちうる和名抄
きかをもふ等もれ

（十一丁左）
説ふ
おもあらし
○又（十二丁左）その後
寿のまじ
ちとる
鑒賢卿三角錐
みた羅川の
とうたふをふ
てみのくに
市もかくや

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

紀

杉の木かげに立まよれバ
ましめどもむべもえかざし
此宮そこもかしこも
とまれ寺共ぞありける
人神歌をいざん
ちもやもろ神ともにおはすがあ
もれもあらば免せ神もおはせ
その沼垂柏四首あれどもとり
高子(タカイチコ)伊地古磐河(フルカハ)とも歌ふ
(ニロトリノミツ)
○又卅二丁左 資賀をよびてこれうたはんと
こゝろざしてありけるほどに
ていへり
四季歌聞ゆべうもよろこびまうでき
る院神らへ給ひぬ仏ぞとまうでき
きあるわれバ
いざこそこれ聞ゑとていつまでもすまるあらで
はらるゝとありて二首をよめり
○又卅四丁右 此歌をきゝて
いそうち驚てかへ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

○ちりもてく

はるのさうまおひつゝ

なでみさゝもゝそと法ぎ

くるあうとやけり云く

○みづね左注経病よりづゝひて

ざうはみてんでハやく

とらさひてこゝろ病とやも

○みづね右あてひとゝゐくらが軍まありて陣所の

きさみよ

今ハさはもう極楽の

とうさひて往生しゝ云く

○古事談五の巻のまハ八幡臨時祭後云く式部大輔惟

イトヨリカケタルシダリ柳

ト云今様ヲウタフト云く

○續古事談一の巻のまゝ少弐資

作のもまあくゝ家の条

とゝふ今按をうしふ云く

○源平盛衰記二の巻額打論の条ま観音坊勢至

坊長刀ニテ延暦寺ノ額ヲ二刀切テ衆徒ノ所存

其心ヲエズ我ト思ハン大衆ハ落合ヤ〳〵ト罰テ
馳廻ケレバ落合者ナシ二人ノ者ハ
ウレシヤ水鳴ハ滝ノ水
ト歌テヲレコダレ〳〵一時計舞タリケルニ
◯同書九の巻康頼熊野詣の条ニ康頼ハ浴中無
双ノ舞也ケリ魍魎鬼神モトラケ善神護法モメ
デ給フ計ナリケレバ昔今ノ事思出テ
サマモ心モ昏ルカナ落ル涙ハ滝ノ水妙法蓮
華ノ池トナリ弘誓ノ舟ニ竿指テ渡ム我等ヲ
ノセ給ヘ

舞澄メ泣ケレバニシカヽル我身ノ能ニハ今様コ
ソ第一ト思侍レトテ神祇ノ巻ニ二ノ内
佛ノ方便ナリケレバ神祇ノ威光タノモシヤ
扣ケハ必響アリ仰ゲバ定テ花ゾサク
ト三返是ヲ歌ヒツヽ先ハ證誠殿ニ手向奉リ二
度三度ハ結早玉ニ奉ルトテ心ヲ澄シテ哥ヒケ
レバニシ
◯同書十一の巻燈炉大臣の条に女房達六人ヅヽ
番ヲ結テ鼓銅鈸子ヲハヤシツヽ今様歌ヒテ又
彼四十八間ヲソ廻リケル

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

心ノ闇ノ深キヲハ燈炉ノ大コソ照スナレ弥
陀ノ誓ヲ憑ム身ハ照サヌ所ハナカリケリ
別ノ詞ヲ交ヘズ是バカリヲ折返ト〻〻謡ハセテ
云〻
○同十七の巻祇王祇女佛前事の条よ世ニ白拍
子ト云者アリ漢家ニハ虞氏楊貴妃王昭君ナト
云レバ是皆白拍子也吾朝ニハ鳥羽院御宇ニ嶋
ノ千歳若ノ前トテ二人ノ遊女舞始ケリ始ニハ
直垂ニ立烏帽子腰ノカヲ指テ舞ケレハ男舞ト
申ケリ後ニハ事カラ荒レトテ烏帽子腰刀ヲ止
テ水干ニ袴ハカリヲ著テ舞其比京中第一ノ白
拍子アリ姉ヲハ祇王妹ヲハ祇女ト云天下無雙
ノ舞妃ト被露レケレハ入道彼等ヲ召スガ又弟
子トモ二三人同車メ祇王祇女奈レリ五人ノ女
侍所ニ并居タリ入道先景氣ヲ見レハ紅顔色鮮
カニメ白粉媚ヲ造レリ容貌品コマヤカニシテ
蘭麝ノ匂ナツカシ舞歌ヘトモ宣ヒケレハ
蓬莱山ニハ千歳経万歳千秋重レリ松ノ枝ニ
ハ鶴巣食巌ノ上ニハ亀遊ブ
ト同音ニ歌ヒ澄シタリケレバ入道興ニ入給ヘ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

リ云ヽゆゝ佛ヲ被レ召迯テ宣ケルハ罷出ヨト云
ツルヲ祇王ガ吾許レ道也召迯セト様々云ツレ
ハ佛ニ見参スルソ折節吾前ニ杯アリ何ニテモ
一ツ申セト聞エケレバ
君ヲ始テ見ル時ハ千代モ経ヌベシ姫小松御
前ノ池ナル亀ガ岡ニ鶴コソ群居テ遊フナレ
ト折迯ヽヽ三度歌ヒタリケレハ入道祝スマサ
レテ興ニ入給ヘリアハ思ニハ似ス月出仕タリ
祇王ニモ劣ラズ歌ノ音ノヨサヨイシヽヽト嘆
ラレタリサラバ舞一番ト宣ヘハ佛ハ水干ニ白
キ袴着テ髪結アゲ調子取負セテ
徳是北辰椿葉影再改猶南面松花色十迯
ト朗詠レケリ云ゝゆゝ入道宣ケルハ如何ニ遅
ハ参タルソ佛ヲヌエ置タレバトテ悠思カ宿世
ノ道ハ今ニ始ザル事ゾ努々思フベカラズ折節
佛カ前ニ杯アリ一申テ強ヨト宣フ祇王承テ
佛モ昔ハ凡夫ナリ我等モ終ニハ佛ナリ三身
佛性具レナカラ隔ル心ノウタテサヨ
ト折迯々々三迯マテコソ歌ヒタレ是ニハ入道
メテスモヤ有ケン満座哀ヲ催レケル袂ヲ紋ル者

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

モアリ入道打ウナツキ給テ景氣ノ今様ヲハイレタモ歌タル者哉此歌ハ雜藝集ト云文ニ書レタルハサハナレ三四ノ句ヲ引替テ佛モ昔ハ凡夫也我等モ於ニハ佛トウタフハ二人カ沮ラレタル所ヲ云ニヤ猶モ聞アカズ今一度ト宣フ何度モ仰ニハトテ君ガアケコシ手枕ノ絶テ久ク成ニケリ何シニ隙ナクムツシケンナカラヘモセヌモノ故ニト是ヲ二返ノ歌ヒタル入道又打頷許此歌ハ侍從大納言師ノ中納言ノ娘ニ相具メ契アサカラザリシニ何程(イクホド)モナクシテ別(ワカ)レテウタヒシ今様也ソレニハ我等カアケユシ手枕ノトコソ有ニ一ノ句ヲ引替テ君カアケコシ手枕ト歌フ事ハ入道カ所ヲ思ヒナゾラヘテウタフニヤソレヲハ祇王ハ如何ニトメ知タリケルゾ加様ノ事ハ時ニ取テ上手ナラテハ叶フマコレアハレ祇王ハ今様ハ上手カナ上代ニモ聞及バズ末代ニモ有難(カタ)トゾホメ給フ云〻

○同巻實定上洛事の条ハ平家ノ亮行夏仰出メ共ニ御涙ニ咽バセ給ケリ角テ夜モイタク

深ケレハ后宮ハ御琵琶ヲ撥寄サセ給テ秋風楽
ヲヒカセ給フ侍従ハ琴ヲ弾ケリ大将ハ腰ヨリ
笛ヲ取出シ平調ニ音取ツヽ遙カニ是ヲ吹給其後
故郷ノ荒行悲サヲ今様ニ造リテ歌ヒ給フ
古キ都ヲ来テ見レハ浅茅カ原トソ成ニケル
月ノ光ハクマナクテ秋風ノミゾ身ニハ入ル
ト三返歌ヒ給ケレバ宮ヲ始進セテ御所中ニ候
給ケル女房達折カラ哀ニ覚テ皆袖ヲソ絞ケル
○長門本平家物語七の巻按察使大納言資賢卿
遮洛中、楽小田侍者の事 新楽の笛ふ資賢五返さ

まゝひ新感おかゝうとんだたゞもすゝあくそ
おねえしさてうの口ふらくの祇院の即位へま
あゝ遠うりけれハいつしかる家ときゝ多年を
と作のもけうふ
志ゐのよあんゐるきそぢ川原王鳥のふう
かるし
といふ歌をやきしくそゐなとて志ゐのまを
し未そぢ川とうそひなひけとに慮あり
けるとりや云ゝ比叡を今様朗詠の上をまて院
の手習のもの面白のさいしんまそおはしれ

バ云ヽ

○同九の巻實定上洛の条ふみもあきあれ
けり我大内の体ふりて
あるき形をまねびそれ
てゝ月の光ハ限あるて秋風のこそ万ゝを入
とおしあつゝ三百うゝ
○平家物語一の巻妓王の条ふ入道驕テ出家對
面シ給テイカニ佛今日ノ見参ハ有ルマジカリ
ツレドモ妓王が何ト思哉覧(オモヒヤラウ)トテ参リ申進ムル間
加様(カヤウ)ニ見参ハシツ見参スル上デハ如何(イカ)デカ声

タモキカデ可有(キル)先ツ今様一(ヒトツ)ウタヘカシト宣ヘバ
佛御前承り候フトテ今様一(ヒトツ)ノ歌フタル
君ヲ始テ見ル時ハ千代モ経ヌベシ姫小松御
前ノ池ナル亀岡ニ鶴コソムレ井テ遊ブナレ
ト推返(オシカヘ)ゝゝ三返歌ヒスマシタリケレバ云シ妓
王条ル程デハ兎(ト)モ角(カク)モ入道殿ノ仰ラハ背ク
マジキ物ヲト思ヒ流ル、涙ヲ押ヘツヽ今様一(ヒトツ)
ノ歌フタル
○佛モ昔ハ凡夫(ボンブ)ナリ我等モ終(ツヒ)ニハ佛也何(イヅ)レモ
佛性具(ブッシャウグ)セル身ヲ隔(ヘダツ)ルノミコソ悲シケレ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

ト泣ク〳〵二返歌タリケレバ云ト
○同巻、額打論の条よ奥ニ興福寺ノ西金堂衆覆
音坊勢至坊トテ聞エタル大悪僧二人アリケリ
観音坊ハ黒絲威ノ腹巻ニ白柄ノ長刀ノ反ノ
ニトリ勢至坊ハ萠黄威ノヨロヒキ黒漆ノ大太
刀持テ二人ツト走出テ巡暦寺ノ額ヲ切テ落シ散
散ニ打破リ
ウレシヤ水鳴ハ滝ノ水日ハ照共不絶
ト歌ヒハヤシツヽ南都ノ衆徒ノ中ヘゾ入ニケ
ルニヽ

○同二の巻、泰都婆流の条よ丹波少将康頼入道
二人ノ人々常ハ三所権現ノ御前ニマ井リ通夜
スルヲリモ有ケリアル夜二人参リテ終夜今様
ウタヒ舞ナドマヒテ暁方苦シサニ些打マドロ
ミタリツル夢ニ沖ヨリ白キ帆掛タル小舟一艘
ミギハヘ漕ヨセ中ヨリ紅ノ袴キタリケル女房
達二三十人渚ニアガリ鼓ヲ打声ヲ調テ
ヨロヅノ仏ノ願ヨリモ千手ノ誓ゾタノモシ
キ枯タル草木モ忽ニ花サキ實ナルトユソキケ
ト推返〳〵三返歌ヒ澄シテ掻消ヤウニゾ失ニ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

ケル云ヽ

○同五の巻月見の条ゟ徳大寺左大将實定卿此女房ヲ喚出テ昔今ノ物語共シテ詑ヒテ後小夜モ漸深行バ舊都ノ荒行ヲ今様ニコソ被歌ケル

舊キ都ヲ来テ見レバ浅茅ガ原トゾ荒ニケル
月ノ光ハ隈ナクテ秋風ノミゾ身ニハ入ム

ト推返ヽヽ三返歌ヒ澄サレタリケレバ云ミ

○同六の巻喘涸聲の条ゟ按察大納言資方卿モ其日同ウ院叅セテル法皇叡覧有テ如何ニヤ如何ニ此ヒ習ヌ鄙ノ住居シテ鄙曲ナドモ今ハ定テ跡方アラシトコソ思召セ共先今様一アレカシト仰ケレハ大納言拍子取テ

信濃ニアンナル木曽路川

ト云今様ハ是ハ正シウ見聞レタリシカバ信濃ニ有シ木曽路川ト歌ハレケルコソ時ニ取テノ高名ナレ云ヽ

○拾玉集五の巻の今様ヽ

花

春のやよひのあけぼのゝ
こせぶ花さみだるゝ
かゝらぬ峰こそ

ありけり
郭公
それ橘とにほふあり都のあやめかな
りタぐれさまの山もとうきね哉
月
秋のはぐさもあらぬまでしをれあふ
まりこが世ふたり月うげのかたぶくえら
こそあふれあふ
雪

その根ざもなく
しものあとふはりねどもおもひやるそあ
なもなれ
○十訓抄二の巻五丁裏可離橋慢事の第小賢賢
より始りたり々々比法皇今様をこ
けるに
信濃なる木曽路川
とうたふをきゝ給ひ御感ありて信濃なる者あること
そいひあらいかなるをそとうたふをきゝ給ひ
る歟よりみじかりけりとぞ

◎古今著聞集八巻の好色部に紫金臺寺(レンダイジ)の聖(ヒジリ)の事
手(シュ)といふ物語童ありけりそのよるべなきさまいうばかりなし
りけり笛をふき今様をどうそうひけるぶえうたひ
手をよくうたひすまひれば
ことへ羅漢(ラカン)もくだりけんとぞいひ
○義経記五の巻七丁右 志(こころざし)ある方(カタ)の御(ゴ)
ハよもおろかにはあらじと思ひけるにぶ
ありけるが別(ワカ)て白拍子の上手(ジョウズ)にて
けるハ音曲(オンギョク)もうつくしく
酒をのみ
あうのあさひのごとくにありきの
しきふあかでもわかれの
まうふひするどきこうれ
のみをもれすぐもそ
さいのこうれありけり
◎曽我物語七の巻母の勘当(カンドウ)許されて参(まい)りその

盃母（サカヅキ）とりあげて三年あまりの事ども有しが
たゞちに比叡おろしの
ゆうまぐれさんの処者（サカナ）のそなへ
てを授文の六帝が厄病（ヤクビヤウ）横笛（ヨコブエ）ときく
されども他人（タニン）なれば
とどのつまり笠寺（カサデラ）
りやすれどもかまはよつて
えとり出し（シ）平調（ヒヤウヂウ）よ音取（ネトリ）
けもべ壱越（ジクエツ）よ及（オヨ）び
てよまちけもの六帝

遠里山ふかき年ふる杉の皮
の枝をを鶯菓子のひいきま
ぶ

といふ一せいを引し二つ
れをく又松成を加よ及
つと云ふきて

君ぐすむうぐひすをうの山のたきの滝
といふ一せい弦ちげてきばし寝みうぐひす
血を血ぬしてとやきんかくやせんと思ひぶ
子春のまて鶯みがき乃ひつぐひま

づきんをかぶりよめぐんか
しこゝ泊まりまをを血ぬ
いたゞきて入ふとも赤ゞじ
日をはひひまみぞりぞ
○短冊宴草子二の巻小国旬ある時
りあしまなあをうれ
とたおよせもひて
雪もふりみぞれもひて
もいふある人もあるふ
ほゝ出ありとのぐひ

う名てそよめしきやの梅
やしけも茂のさゝざる里をあるじ
といとおもしろう今様をぞうたひ
○婦人養草五巻の今様のすさ
のゝ辞を云
㊥春のさしめの㊥梅の名㊥よろこひ
て実ある花
○又云
沙羅の池ある苔水色とけてる㊥たゝ今かな
ちる花ごとにこもりこもる

㊦又云
蓬莱山ま八千年ふる万年も杜かき船もり㊦
松の枝ま八鶴たゝひいまぶ
壺山(リヤウゼン)ミ山の㊥西条松㊥竹条ありとそ
ふとれもそるちくはありともおもてこ㊦葉
なのかぎしよまろ掃(カヽ)むとうとふありロ伴を云ふ
○梔草子春曙抄本十一の巻十丁左歌はうはあゞとてくせぼたる春曙抄ヒトフシ一曲

あるをいかゞ様なとて催馬楽朗詠あるやう本酒宴まうさふ物と云ふ

○狭衣（泊枚本四の下十二丁左）

きもうまやとおぼゆる車どもあまたあるさまし

りはぐけつゝいちうふ沙車ども

しみひてくだらうまどきぶりまでおぼくけぢうきはとたゝみ

ろしきまでおぼさるゝとおぼさるゝ也ば日とまり路ひてあはれおふらふ

に行のたぐひとも又えだとものぐるはしげなる

さやとをさゝも易ひあるやうすみ

ゆうあどゝはぐらるゝのうちまふかけ

るあやしの今様うたどもゆゑ

ありてうたひてとをけしきを

しるふをもげるさまをやりてあのう

○栄花物語初花（卅一丁右）

ごちあとふ護経のあるそひをと

せあどゝうち人じ的ふも物りうきと白さ

○明衡往来十一月十日状

贄今様之歌曲云々

○朝野群載三の巻の大江匡房の傀儡子記に今様古川様足柄片下催馬樂黒烏子田哥神哥葦引哥辻歌満　風俗呪師別法士之類不可勝計云々

○北院御室右記に禁裏節會或風俗催馬樂今様等、政令其一也為相傳家業奉公立身之世塵也或倡家女白拍子皆是公庭之所屬也云々

○百錬抄八の巻一条安四九の条に於太上法皇御所法住寺殿有今様合、事摸定、堪能輩卅人、十五箇夜、間毎夜一番被決雌雄、師長資賢等、卿為判者云々

○又同十三日の条仙洞今様合之次有御遊上皇令歌今様給、希代之美談也云々

○同九の巻（養和元年四の条）に入道太政大臣清盛公法名浄海薨云々八日葬礼齋車之間車方有今様亂舞聲々許云々

○吾妻鏡三の巻（廿一丁左寿永三年四月十八の条）に本三位中将依武衛御免有沐浴之儀其後及菓燭被遣藤判官代邦通工藤一藐祐經再官女一人（うち千手前）等於羽林之方剰被副送竹葉上林已下羽林殊喜悦遊興移剋祐經打鼓歌今様女房彈琵琶羽林和横笛云々

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

○又（同巻廿九丁右元暦元年十一六の条）於鶴岡八幡宮有神楽武衛参給御児童（号惣持王）云比下著是郢曲達者也以之為媒介所勧申盃酒也垂髪吹横笛梶原平次付之又唱歌畠山次郎歌今様武衛入興給及晩令還給云々

○源平盛衰記（三の巻）の賛定嚴嶋詣の条に丹侍共も常に参りて今様朗詠し琴琵琶弾ナドシテ云々

○同（十二の巻）大臣以下流罪の条に資賢卿ハ今様朗詠ノ上手ニテ歌連歌ヨロヅ情アリケル女也云々

○同（廿九の巻）重衡酒宴の条に平六兵衛が姪女二伊王前トテ歳廿ニ成ケルがミメ形タテヒ（アルヒモ）遊者ナラヒ（ノ）ハ今様朗詠コソセザレドモ琵琶琴ノ上手ニテ歌連歌ヨロヅ情アリケル女也云々

○平家物語（五の巻）文覚被流の条に四位侍従盛定拍子トッテ今様トリ〳〵被歌ケリ云々

○古今著聞集十八の巻（六丁右）に保延三年九月廿三日仙洞に行幸ありて云々今様并楽朗詠あどもありけり云々

○義経記（六の巻）の静若宮八幡参詣の条に祐経が女房も今様をぞうそひける云々

○禁秘抄（中巻）諸藝能事の条に後白河院今様無比類

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

御事ゝ也云ゝ

◯神道集十の巻の誦方縁起より女房達ニ今様ヲ歌ハセテ御在ス処ニ云ゝ

◯建武年中行事十一月の条朗詠今様あとうゝひて三きんはてゝ乱舞あり次第ニ皆ゝ皆ゝもきて女官のまいりてゝ御湯漿のもさまよりて小の陣をめぐりて寅日ハ殿上の渕酔あるをまいりてすゝさんあとあり節曲の事おこなひてまいりぬとふ云ゝ

◯公事根元十一月五節の条朗詠今様あどうゝひて三献まて乱舞あり次第ニ皆ゝをはきて小の陣をめぐりて寅日ハ殿上の渕酔ありうふ豆酒あるまて舞ありしてまいりぬとふ云ゝ

◯體源抄抜書ヨリ催事歌唱音(ウタフコエ)ナリコノ悪シキ者ノウタフハ聞マホシクモ覚エデムヅカシキ也當初(ソノカミ)大圓陵(アヤキ)本ト云無双ノ哥女アリケリ敦家ハ陵本(アヤキ)が弟子也敦家が躰ヲ語(カタリ)シハ額項(ヒヒナジ)マデハゲテ鼻ハ唇(クチビル)ヵヽルヽホドニ下(ロガ)リテ月ハ

底ニオイテリテ生身ノ鬼ニテゾアリレ然而敦ヲ取賀歌ケル時ハ放光レテアリツキ目出タウ見エシ也甚希子ニテ敦家歌ハ四郎大夫河内前司顕俊ナリ三枝カ希子也前草ハ始ハ偃偏ニテ後ニハ遊女ニナリテ両方ノ事ヲ知テメデタカリケリ前草ガ云ケルハ哥ハ第一ノ句ヲ短ク哥テ吉ナリトゾ云ケル又云今様ハ本体ハ律ナリ然而呂律俱ニ存也偃偏ノヤうハ呂音ニ哥ヲ也比巴法師ノ哥又呂音也偃偏ノ侍ニアラデ直ク哥ヒナガラ呂音ニ哥ヲガメデタキ也哥女駒ガ哥其様也又云男哥ハ揚聲ニテ不久デ迚ンオロレテウメキニテ遥ニ延々待懸ルナリト言者詞ヲ迚捨テ早ナガうノドカニ聞ユルコトハ詞ヲバ早ク哥モ振大浪ニナミヨリテ哥ハノドカニ聞ユル也忠季云今様近来其程延タリ今様ハ四句也而一句各一息也仍其程ツバマヤカニ有レ也今ノ世ノ人句中間ニ皆息ヲ継ナリ顕仲ハ今様ニオイテ能習ヘル人也哥ハレケルハ能ツバマヤカニゾ有ケル詞多キ句ヲバ拍ヒ詞少キ句ヲバ延テ不乖程ニ織将ナリ鴨惟明云今様ノ延タルハアサ

マレキモノ也實ハ早ク哥フガ人ノ耳ニハ靜カニ延テ哥ト聞也如此ノ伸ビアリテハ聞ユル也唯今樣ノミニアラズヨク得タル皆如此也又云今樣ハ興ヲ可尋也始ハ淺哥テ音深時早ク哥バ面白ク成テ有其興也又云獨哥ニハ延テ哥也樂ノ小間カニ哥出ニハウツバマヤカナルガ其興アル也又云獨哥ニハ哥者ノウトレミスギテ唱ハ必ズ哥ヒ損ズル也傍若無人ニ思テ哥フガ不損也又云声ハ強クウタヘバ揚ル淺ベテ哥ヘバ下ル也又云聲ハ吉移スルトキハ声ハ惡ナガラ大音ニナル也忠政ハ政長ガ說ヲウケテ哥笛ヲ知人也其ガ今樣ノ哥笛ハ習ナキヲ彼人ノ仕テ吹ケルハ誠ニメデタカリケル也律ノ催馬樂笛ノ詞ヲ其振舞ニテ今樣ヲ吹レケルガ目出タカリシ也

(一)閑吟集序ヨ地祇之始已有神歌次催馬樂興也催馬樂再變而成早歌其后有今樣朗詠之類數曲三變而有近江大和等音曲或絛々而困精或急喧耳奏公宴慰下情者夫唯小歌乎小歌之作匪獨人物也明矣風行雨施天地之小歌也流水之濺々

落葉之察々万物之小哥也加之龍唫虎嘯鶴唳鳳
聲春而有鶯秋而有鹿禽獣昆虫歌自然之小歌者
即而況人情乎五千餘軸迦文之小歌也五典三墳
先王之小歌也移風易俗詮夫婦成孝敬厚人倫則
小歌之義大矣哉笠支扶桑翫音律吟調子其撰一
也云〻

○代始和抄十二丁左に即前の試の条は郢曲の殿上人
あどまりて朗詠今様乱舞あど行り思ひの法
といふをとらさひて殿上より内裏へ参る行り云〻

○又廿四丁左に殿上淵酔の条は殿上人とも直衣或ハ
衣冠うて参るの外袍をして垂纓を巻て朗
詠等撮あどうたふ云〻

○尺素往来夜前於或方如此の状は月卿雲客或ハ朗
詠被尽藝能し百云〻

○明徳記下巻二十右に求弘入道が振舞満幸ノ臆
病前代未聞ノ為体云ニ詞も更ニナク聞ニ笑ヲ
催シテ其比天下ノイマヤウニ歌ハヌ者モ无リ
ケリ云〻

○鎌倉大草子上巻應永卅年の条は宿々の遊女どもが

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

集め今様あとうるわせをどりたわぶるかの小栗を記せるの体ももてあそびし酒をたゝへ先けるさま

○節用集（伊部言に今様イマヤウ云々

○興清曰今様歌（ヤウタ）を梁塵秘抄（リンサウ）の多よむとうるわしく

今様（イマヤウ）ありとう沙羅林（サラリン）今様（イマヤウ）と呂今様（クダリイマヤウ）ありと

もとう法文（ホフモン）の多庇下早歌（ハヤウタ）あどおほろ似たる

ものゝまゝとものゝめでたきよし讃教訓抄（サンケウクンセウ）もいひて伝（ツタ）へし神歌（カミ）はよ今様のこれうみともいひつべきものゝ様（ヤウ）のみ琴とりつゝ非楽侭鳥楽（ヒガクノマヽトリガク）

俗東遊（アヅマアソビ）あどの歌を指せるおろ似しものもど先

八枕冊子狭衣栄花あとにそえて延喜天暦の聖代なかりつゝおとゝ花山一条の比よりやゝおこりつもてん鳥羽院の御代遊女時の子業若の若が白拍子（シラビヤウシ）ありせてうたひ朗詠ととよ駿河（スルガ）遊女（アソビメ）偲偲（シノビ）あと也浅沢（アサリ）の小次郎（コジラウ）今風（イマヤウ）当世様（タウセイヤウ）あどいふよおのゝ今様（イマヤウ）名空穂（ウツボ）色花筐（ハナガタミ）上州二丁右同梅の土一の十四丁左源氏未摘花（スエツムハナ）湖月本州丁左同玉鬘四十四丁右同行幸十六丁右同柏木廿九丁右同東屋五十一丁右栄花今様の三とせ子松草子春曙抄（シュンショセウ）本今様（イマヤウ）さまよ死人

同十二の巻 今様のもと 同廿二
十一丁五 丁五
記文さげ蜻蛉日記、解環寺、中の 今様ども多き民間
七巻十三丁下ノ右
多賀、湖月抄、十三丁右 今様はこのみ
二十三丁右 今様ども 同上卅
五丁右 今様のうき人
第二の巻 今やうは文かよはし
七丁五 せでも 落窪二の巻十八
丁右 今やうの人 狭衣二の上ノ巻十五
丁右 徒然草 廿二段 今様の事 狭衣三の巻
上巻廿
二丁右 今様いやしく 徒然草 廿二段
十八段 此外石見もまさりて 舞うに遑あらず 今は
今はべぐぎ 今内裏 今里 今遣 今西、宮 今参 あとも
今はる 同語あり 抑、今様朗詠を漢土の詩餘歌曲
の類うてもあるより 而うれしき小歌ともあり 閑吟集
より其詞を載て尺八を合せてうたふより小歌の流よ
一節切の小歌あり 紙鳶より其譜 笛田楽猿楽舞
などあまた異流のもありて今の世よなとくさ
ぐ琴歌長歌ありやうに今様の餘波義太夫ブ
シゴは田楽猿楽の遺風ともいひつべくして古
書に今様の石見車載そこぐ 枕草子櫻町黄
門手書の文より親文通憲入道の今様の記さ
れたる多ともとぶらひ記臆せるひ
とつあるなら拾ひつもで本庸の考ふ猿漏い

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

ふぞろれしいろでいてやあらん　日を再かう
ぐへあるそこそん

第二あるおうねや

○曽祢好忠家集冬十首の中まで
ゆふかりあねごぐねやまで
十六の巻一冬部離も出て来の句をうしくとる新
撰六帖第一冬歌知家朝臣
やのたうんぐきいくよをぎ雪のゆぞさもみさ
夫木集一冬歌も出そこそ
きよ仏さり拘よあねこは巫祝をいふ催馬楽酒

殿歌よあるの系ありすけ
中形る言の中との中至のよれ小菅を割もる
ひ新望るふとかのよれらあるあどや吾皇の
祢の祢ろぎのようさことあるちねごを行ねご
通音しようきこも良児まて善をも佐といふ天
吉葛の類しき祢ら国をかる榊の榔をお安てい
もあせるまし此今しあねごのちは吾まて吾居
吾児あとのそく親こ此河しねごふねさの通音
あるべし

第三蓑毛鶏の蓑毛鷺乃蓑毛

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

○為忠家後度百首闘鶏の
もあるにてねうちもみの
うれふせごは鶏をいうも
のかよ水鳥田府家良
三雪のみのげこぐる
かく雪のみのげよたる
ちうもせん夫木抄春三
る雪もおのがみのげも
はぞかく以上二首ハ夫
雑九雪部ともかく
のみこの縁

（夫木抄雑九　譬部もゝか）類聚集雑歌
面よみの毛も志賀の浦なみのうげゆく鷹も老ぞこ
うらゝ光行海道記
柳よりそこそこ藤垣草
十の巻　譬部　鷹
之矢立柵面樓頭猶如蓑毛云々太平記十の長崎
巻

高重最後合戦の段　高重が鎧ニ立処ノ矢ニ十
三筋蓑毛ノ如ク折カケテ葛西谷へ参りケレバ
云々　蓑毛
ひ鳥の毛乃そ　鷹
第四さゝはぐゝ
○大蔵卿行宗集　田家秋雨
つゝ尾うけて　ねこ
ふさゝ　鍬　面
さゝとき　映
ゐる　祝詞　履　美

○岩根佐久美而あど阿ら
羽をいひ馬ざくり駒ざくりおも
文選十五、馬汗督が誄ヨ城中鑿穴而處ともそも
噦噎を佐久利とよめるも逆氣して決り揚るが
ごとき也すれぶしさくりもよ
おれど宣家の鷹三百首ホ
けちうごとせ〳〵ほとにおもそも
ゆうれ式とぢやくりハ号逆揚りの空さ
また逆ヨ飛揚りをいふシヤとサは延約の通音
まる例おなし鳥逆揚りの約語
は鳥逆揚ホ

鷹を投合せとがつくと
ゐるまゝ心又〳〵まい鷹丸発
り羽とざくりまそこ迄と
羽を向鳥ヨ会遠ひて羽を直して
鷹丸詔まて母鷹まをいもの
ぬまいとうはまし鷹丸通音
し鷹丸とうくる山云ヨ投遣雑悪よはまくうの
とうくる山云ヨ同物名ホもし鶉のをきゐまも
人とかうくる云ヨ市どまうの
ハ羊ル鳧ヨ和名抄ヨ集名苑云鶉一名鷸鷗也

野王按、似鷹而小者、也漢語抄云、波之太賀又兄鷂、古能里とよべて鷂ハ小鷹ノ類聚名義抄九の巻の鳥部ニハ鶏鷂ハイタカと音便の詞を出せりは多の逆揚まいくりなどいふ事なるべし又ざくりてきときりを使て追打なども云詞ハ逆揚の義とおぼゆ尾かくる具あるゆゑ今も武藏相摸の方言に曲物器をワグラといふもワは土産の略の形

よく似ゆゑバ然いふなり散木集九の巻の挽歌百首中ニ山うづらのはぐくみてよりあげてとよびてとあげてとよびてとよぶをも狭小なる産具とそを

第五いくみ筑籬ざる

○後頼散木集一の巻春部

うもれくさされ菜ほうれんそうなどの如きにもあるべし仲実和玉ニ

あへてもそのみなをそ逆しまなりとよびてとよぶをもとよびてとよぶをもとよびてとよぶをも

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

らふねぜりぞは二首のみ大木抄春一君菜部な
も載てなのみもものき給うきえまゐまり一な
ようきのまゐるふ誤し又ゐらのうれ給ゐく
うれともうり散木集（部の巻）
はの巻ふおはぎはも抄（ぬ）のいしみのしみ浦く
ゐへはまもも大木抄若菜部ま載てはの句しらの
をゐさのまゐり一本まふしぐのしらしみま花
まらはまき写誤し題昭神本抄十六の巻ま後
歌枕玉ふ若菜を仲実歌ふまもともへはしらんと
てまゐるみ川うきうみ川うきうまもゐまゐうの

生給ひみしもへてもそとのまゐしぐ
みきし給きみまきまし給ひみまゐ
りてあまふねぜりうぞ今云はぜりうまゐ
まゐりうまふしぐふ井（セリ）とまゐりうゐ
つふまゐ又いしみふ寶鏑（ハウヤク）まふ本（ホン）着とかゐり斷着（ダンホン）と
云詞し但は酒と可讀（ムシ）別字云ふ不筆ゐさま
箭小竹也 あぢか箭仲のねし藻塩草（ハの巻）の芹部ま引ぐ
芹の異名し又云如妻とゐてゐぐまゐまゐ
花蘐（スハウ）芳まさくまの少まてまゐうもみ云人のくふ
まし云いつりみ俊教仲実もまゐへ川うみ川う

きつまもめる云〻
ほみそめていつ〳〵みやうりてあ〳〵ふねぜりの又
いつ〳〵みハ宝鑑ハ着とかく〳〵断着と云和しげ百
とよむべし別の字とおもふかくみ筐あるくみ箸あ
同名云〻右の袖中抄藻塩草引たるふあ〳〵ふ
ねぜりぞのもも〳〵なかもじよりハ又あく芹
同物とせし説いうぶんあ〳〵類聚名義抄この巻
田部ふ着音牟小筐イシミ簪古音古云しまさハの
巻艸部ふ苔イシミ又ケ云〻以呂波字類抄一の巻

伊部雑物門ふ着イシミ云こととありていつ〳〵みハ
小筐し京畿内の人イカキといひ坂東の人ザル
とつふりは類しザルは筑籬の音を訛るふ
るべし下学集下巻器財門ふ筑籬イカキサウリ味噌漉也云〻節用集伊部器財
部ふ筑籬サウリ云〻運歩色葉集伊
部ふ筑籬イカキ云〻同左部ふ筑籬サウリ云〻
あどイカキともサウリともあらびしことも古
代ハムギスクヒといひて和名抄十六の巻竹器類部
ふ雑色立成ニ云筑籬麦索箕籠也以竹編為之唐韻ニ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

笳音側教反去声之転籬音離楊氏漢語抄云無岐須久比云々類聚名義抄ハの巻の竹部ヨ笳籬ムギスクヒ云々ありど又

第六百萬塔

○東大寺要録一の巻本願章ヨ孝謙天皇諱阿陪高野姫天皇云々天平寶字八年歳次甲子奉為先帝令造三重小塔一百万基高各四寸五分径三寸五分露盤之下各置根本慈心相輪六度等陀羅尼是功畢分置十大寺賜供事官人已下仕丁已上一百五十七人爵各有差云々同四の巻諸院章ヨ東西北

○塔院神護景雲元年丁未造東西小塔堂寶忍和尚所建也天平寶字八年甲辰秋九月十一日孝謙天皇造一百万小塔分配十大寺各籠無垢浄光○○陀羅尼摺本口傳云恵美内相之間讒悔料云々按ヨ孝謙天皇百万塔を造りおつるヨは雪録ヨ記せりかゝれ已ヨ一の巻摺本の条ヨもいひつれハ考なんづしまる陀羅尼の奥ヨ甲の字ヤ墨書せしは宸筆ヨて甲は某甲の省語し祖庭事苑二の巻九丁右雪竇拈古の条ヨ某甲某如甘在木上指其実也然猶未足以定其名甲次第之言亦猶某甲

某乙也云々指言記中卷丁表一ヶ某甲之事補注八
八九云某甲詔前人之言曰某也慈恩引尚書云元孫
某孔氏云某名也臣諱君故曰某也又礼記中元不
知名不言名皆曰某也甲乙萬物屈而未出也已補注
義也甲萬物之甲未開乙萬物之甲未開乙萬物屈而未出也已補注
三十暑示云々十大寺八指苅ヶ名百万の小
八塔今之法隆寺雷同ヶ存ずる而已まて他ヶ云
云々しと

某七叢祠叢社

○叢祠ハ史記陳勝世家ヶ人間令吳廣之次近所旁
叢祠中夜篝火狐鳴呼曰大楚興陳勝王卒皆驚恐
恐注ヶ張晏曰叢鬼所憑雷云々墨子云建國必擇
木之脩茂者以為叢位高誌註戰國策云叢祠神祠
叢樹也云々漢書陳勝傳注ヶ師古曰叢謂草木參
蔚者也祠神祠也云々晉書隱逸傳論ヶ威輦之處
叢詞衣無全帛云々と漢土の字面ヶ
ゑ我取用ゑゑし建暦宣旨ヶ叢祠籬荒而秋露空
濕云々石清水不斷念佛緣起ヶ卒覺理性之月誠
雖照蓮臺於佛位和光同塵之日猶塵叢祠於神道
云々明月記嘉祿元年十一月十六日の条ヶ剪叢

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

祠之本灌木以其木欲充新造社棟木云々春日三
十講最初御願文ま三笠山之叢祠云々廣隆寺縁
起ま妙音天叢祠云々一遍聖繪三ま藤代岩代の
叢祠ま八重迹の事ま見ゆ〳〵の叢祠ま
縁起一まもろ〳〵の叢祠よのぞめば云々北野
假名縁起下ま叢祠の事ま見ゆ
あぢ云々太平記十八比叡山開闢の条ま遥ニ叢
祠ノ露ニ顯れ云々此外所見枚擧ま遑あらず
叢社ともいふ文徳實録ニま嘉祥三年八月戊申
詔以遠江國角避比古神列官社ニ先是彼國奏言此
神叢社瞰臨大湖云々倭漢三才圖會八十一家宅
部ま叢社訓保古良云々ま小社俗呼曰叢祠云
云ると見えたり抑ま春日社を三笠山之叢祠と
いひ遠江國濱名郡角避比古神も神名帳ま名神
大社とある叢社と書されば三才圖會ノ説ま
よりて必小社の称とも定がたし

第八櫟社

○太平記廿九蒙古寇本朝条ま神名帳ニ載ル所ノ
三千七百五十餘社乃至山家村里ノ小社櫟社道
祖ノ小神マデ御戸ノ開又ハナカリケリ云々塩

嚢抄四ハ神祇ノ名帳ニ所載三千七百五十餘社
其外小禿倉樔社ニ至ルマデ捧幣致如在云シ
○塵添壒嚢抄六ニも載て小禿倉をコボコラ樔社
をツブテヤシロとよめり此樔社を大ガラ神木
の下よかりそめし禿倉をさゝけ或ハ鳥居杜し
立そうなどゆゝしき莊子人間世篇ニ匠石之齊
至于曲轅見櫟社樹其大蔽牛繫之百圍其高臨山
十仞而後有枝とある枝字の如くとし范椁詩幾
時歸樔社盡日接華遊庾信殷永神道碑銘樹為樔社
陵成谷神ありとも似たり

第九法樂

○維摩詰經卷四十八ノ十ウ菩薩品ニ維摩詰語諸女言云ク
汝等已發道意有法樂可以自娛不應復樂五欲樂也
天女即問何謂法樂答曰樂常信佛樂欲聽法樂供
養衆樂離五欲樂觀五陰如怨賊樂觀四大如毒蛇
樂觀內入如空聚樂隨護道意樂饒益衆生樂敬養
師樂廣行施樂堅持戒樂忍辱柔和樂勤集善根樂
禪定之不亂樂離垢明慧樂廣喜捨心樂降伏衆魔
樂斷諸煩惱樂淨佛國土樂成就相好故修諸功德
樂嚴道場樂聞深法不畏樂三脫門不樂非時樂近

同學樂於非同學中心無毫嫌樂將護惡知識樂親
近善知識樂心喜清淨樂修無量道品之法是為菩
薩法樂云々天地靈氣記十の巻ニ丁ウより如是神守
三寶ノ依テ法樂顯利生ノ則称讃歡喜之眉離三熱之苦ソ
婦自性本空ニ詣者也云々尺素往來正月状ヨ法樂
式目可為如何様ニ哉ト答天神講七座并詩歌續哥一
千首和漢聯句十百韻以裏陰墨流等之短懷紙七
昼夜中可被果遂之条有然云々抑ヨ法樂とは詩
歌連歌ヲ興行して心を澄し神徳を信仰ヒ
義し奉納法樂ととぶれ法樂との別あり奉納せ

ばして其神の祭儀ヨくふ興行すをい法樂と
いひて奉納の字をを冠らせだ

第十子良母良館母おもテ

○大神宮儀式帳卅四丁オ職掌雜任の条ヨ物忌十三人
物忌父十三人云々

按ヨ大神宮の物忌九人管四宮の物忌四人ヨ
て十三人ヒ物忌を童女ありそば其又と同居し
て勤仕せり故ヨ物忌父はヨ十三人ありヒ九
人は大物忌宮守物忌地祭物忌酒作物忌清酒
作物忌滝祭物忌土師器作物忌山

向物忌と也しいつも儀式帳ニ不出

又卅四丁オ天照坐太神宮物忌十一廻所管四宮物忌四廻云々

斎王十一廻を九廻の誤し廻とつゞけは其家故指ていへる詞まて物忌及物忌父をすべて称之所管四宮とハ荒祭宮月讀宮滝原宮伊雑宮と

又卅四丁オ祢宜の条ニ諸丹人物忌等乎率テ明衣冠着テ木綿多須岐懸テ渡會郡司乃佃奉レ留御田稲乎物忌乃子等仁令舂炊奉ラシ云々

斎王の条ニ物忌の子等といつゝ

又卅五丁ウ大物忌の条ニ今祢宜神主公成等先祖天見通命の孫川姫命倭姫乃御代仁大物忌為テ以テ川姫命大神乎令傳奉テ従其時始テ大神專手附奉テ傳奉今従齋丹親王大物忌者於大神近傳奉昼夜不避迩今世尤重仍大物忌元殊由如件云々

斎王の条ニハ外の物忌の職掌儀式帳ニハ不出止由氣宮儀式帳ニ職掌の条ニ物忌六人物忌父六人云々

物忌大物忌御炊物忌御塩焼物忌菅裁物忌根

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

倉、物忌高宮、物忌合て六人ニて子
良といふり両宮儀式帳の説延喜大神宮式四十
一丁四十二丁
を考合すべし
江家次第十二の巻公卿勅使進発 并路次儀条 廿六
ウ丁より一、祢宜持鉦、先ヲ御殿、子等、物忌奴鉦指、入鏁、次ニ
一、祢宜開之ヲ云々又廿七丁ウ丹、物忌
又三人御塩焼、館毋二人物忌、
物忌父三人
一人御塩焼齋宮、物忌、子一人
物忌子一人
父十一人館毋一人云々又廿九丁オ九丹、物忌、
云

按ニ物忌、子ども子等ともいふり館毋ハ子良、
館ヲ同く動仕ふるよしの名し後ち毋良といふ
ものらむ

朝野群載六の巻伊勢大神宮、勅使、禄法ヲ大神宮、
館毋一人子等十人物忌、父十二人已上名 草衣
受大神宮、物忌、又九人大物忌三人御炊、物忌
物忌子四人大物忌、子一人御塩焼、物忌三人
炊、物忌、子一人御塩
云々館毋二人云々

按ニ物忌子ども子等ともいふり大神宮儀式
帳解十七の巻ニ物忌、子は又廻去すると又始

七月水をそゝる時退下らし軽服の時陳服ハ権
称宜陳服の法と同例し云く
大神宮儀式帳解ノ十七の巻ま年中行事六月十方
方御稲之中一御方者於忌火屋殿奉舂大物忌子
良荒木田氏女ニし嘉暦勅使記同三年九月十日云く
其後一称宜相共大子良昇殿寛正造丹宮記同三
年十二月廿七日出御御行事支云く子時予大子良
矛相具とそゝり子良ハもと九人をバその
九人をひとりいひて子等といひやすや但し大子
へバ大物忌子又等ハ借字まて子といふ多野を
野良中を中良夜を夜良などいふ助辞の良まや
万葉二人麿長矛を奈用竹乃勝ともよめる伴坂上郎女の哥に庐形為子等とありは辞助辞まて
意形し右二ツの中公の向而ハ荒木田神主氏の女を用ふべし大物忌
日大物忌子良館記明應六年丁
巳十二月廿三日大子良下給云く中西亀大夫息
女也雖為外宮神主尚重養
父荒木田尚重養女として
荒木田氏人を補する例なり
丁卯八月子良の妻子ゐる外宮神主の女し

その子か注さねど荒木田氏人の養女とせしなるべし世流季まもなくゆくまで仁不信懈怠より祢宜権任物忌父等の女おもを勤さるは近比は本郡馬瀬村霜野村の辺より荒木田氏人の斎比家々ありそれが女成まもる補任すべく

○桜より右まで引くさる年中行事嘉暦勅使記内宮子良館記おは神宮の秘書ありがたくもあるべくやゆくく窺見らるべくもあるべし

○正應六年公卿勅使吹挙ある禄物一々計渡之帳中花子良母良三色物忌父等禄物着任惣員數代代於一殿請取之處云々

○永正記上巻如すま正安年中鳥舎赤色之物居于子良館外宮東之松上食之云々同下巻如すま祢宜子良等退出程一殿辺尓候也云々又十三丁オ子良中御氣殿杖敷月水不浄之時則退云々又十六丁ウ子良館服氣物忌等經置石并鳥居之脇子良館西軒下迄忝勤云々又廿四月十一日御内掃除事御殿下着子良母良大床下着物忌白石乃祢沙汰云々

桜より西安年中鳥舎赤色之物云々この事文保記

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

口四ヨウ
なも出て正安三年二月一日鳥合赤色之
物居子子良館以東之松上食之其躰如魚腸之
由子良申之雖搜求近邊無指(サシ)證(シルシ)物とあり
參宮記ま大物忌子良殿大物忌子良此殿ま假
儀式帳ま物忌ハ小丹人の宿館を載とり其一字
あるべし垣もまけるにやいとゝえてあし中右記
まハ子良宿屋とあり今俗神樂殿とゆふ子良ハ
荒木田姓の女子を撰取て勤(ツト)めしむるとも古ハ童
女ありしゆゑま子等(ラ)と稱せり子等を助(スク)ら
る人を父等母等(ハラ)といふ親子の謂(イヒ)あるべし今俗抱(カヽ)の

謂(イヒ)しや今は子良一人母良一人父九人しと云し又云
子良殿の前の石神、歳中行事記ま八王寺黄葉遊(ワウエフアソビ)の
饗膳、滿久の代より子良館のまへの石神を積(ツミ)此、散
錢を以、饗膳の沙汰をいとなみ趣(オモムキ)ありしが今時、此石神子良殿(コラデン)東(ヒガシ)
ありしを移せしと云し

◎古老口實傳ニ丁正月朝拜(ハイ)神事云し母良(ハラ)節等(ラ)、
持來(モチキタル)各(オノ)節結(フシムスビ)之云し又ニ丁二月上(カミ)亥子日母等(ハラ)子(ネ)
等(ラ)番物忌父等一人称宜宿館候(スル)也云し又大丁(オホヤウ)一称
宜勤役事云し子良館荘嚴出(イデ)所沙汰(サタ)也無布(ナシ)
疊屏風手水桶(ヲケ)杓等子

良、當社年ハ負社宜汐汲也毎年九月始之同惟布迎年、
以前下行也二日安元年杉山
御厨、別進也外宮祢云ク
宜常良神主口入ル

○神宮雑例集一ウ九丁ヨ大治三年十二月廿四日
云ク三人、物忌子良為供進夕御饌御水參向二宮
朝夕御井社奉開御戸拝見之処云ク同二ウ十ヨ
元日二宮御節供事云ク館毋献鏡餅節
物ヨ館毋ハ古老口實傳ヨ毋良ト書ケリ鏡ハ
餅鏡ト

○廿二社注式伊勢の条ハウ十ヨ内宮、子良十人三童
人女七人此内一人荒業外宮、子良四人内一人
高宮一人館毋内宮一人
外宮一人

以上館毋子良子昇殿供奉着也為名子地下駈役者也云ク
物ヨ子良子トまゐり館毋子良ハ其下駈使ヒ女ト
の者ありてを初ぐし島名子ハ其下駈使ヒ女ト
諸社根元記十九丁オ伊勢の条ヨそうも同文ト

○類聚名物考、神祇、十一ヨ子良館、こゝハ伊
勢大神宮の神饌をなるあるものゆゑ神宮
子とて童女を置て神供をそなふ物子良
祭典式といふものゆゑそのうへ俗ニおゐて
ごともいふ芭蕉、發句集ヨ子良館の後ヨ梅ヨ
といふも此ニ関ヨ子良ト梅の花

○神道名目類聚抄五の巻丁オ
宮ニツカフル女官ノ神樂又御饌調進事ニアヅカル或云子良子ハ釼女ノ命ヨリ始ルト云ヘリ云々

○坂士佛大神宮参詣記九丁オ
良毛暇波日ニ之御膳絶藻瀬須豊宇賀能賣神為之大神酒御贄忍穗井之以水炊朝夕仁奉饗氏人農三角柏之常盤仁百官之仕者天業仁不異云々

榊よ此歌よりて子良をオモラといふ

○又一云荷宮ハ巫女ありて子良とて幼稚のをとゝのいつまで夫婦のわざもあるまじ物膳炊そなふる器用まて石仕りてぞ沖處よ知ぬひめ也ハ二三十年でも月多あし冥慮そむもさぬ也ハ十一二よりさふらふさふらふもの也ハ則職を辞たるなり

榊よりて子良の勤仕のやうおもひやるべし

○神社鎮座歳代考伊勢の部子良十人童三人女七人此内一人荒祭外宮子良四人一人四人荒祭館母丹宮一人外宮一人以上館母子良舞殿供奉者也鳥名子ハ

地下駈使者也云々

○伊勢奏宮名所圖會（會取カ）四の巻十一オ

の御饌（ケ）をまゐる童女の名し世よりつゞく又父を物忌の子と云延喜式におほとごを物忌と書り其物忌父も童女と共に神饌のまゐれり度會氏の人此撰てはじめ俗よりおこなひ初めてごといひ子良（コラ）といふかひがるも毎日寅申両刻奉宮及お殿へ御饌を供進をはじめよりもせの御饌もおなじごとくかはれる事あらて用事違ざる故

仕限ともて其宮家初めて両宮の祝宜ハ祝詞をよミ物子良のハ陪仕し物忌父ハ御饌をそなへまつりぶし昔ハ内宮の神饌も外宮まて調つゝ法へまつりたるハ外宮の御饌ハ内宮まて調つゝ法へまつりたるとぞ云々

抑ハ大神宮御饌ハ昔より外宮の御饌殿まて持参りて中比より外宮の御饌殿まて奉るまて中比より外宮まて運ずといふ

○輿清曰子良（コラ）ハ古は物忌子（モノイミノコ）と云りそハ父物忌（ヲトモノイミ）

○忌又とのゝよ對ふる名ごと母宮よ九人同管社よ
三人外官よ六人合せて十八人ひづもも未通女
の月れ障をもてぬ役撰て子良館よ召置き神宮
朝夕の御膳掃除ものゝまふよ奉仕せさせしし月
事あれば職を辞た年つゝも月事あさハ神の例
ゆゑかゝるごとて永く勤職せしもごとは女兒
あれば其、父依見して同く神宮ふ奉仕すべそ
の父をお忘又といつゝもし物忘子良を有て子
良とも子良子とも称て御子良子ともいひ館
母ハ母良とゆゝふハ神宮雑例集古老口傳
ゆゑしきてふ物忘母ともいふ又は物忘母ともい
ひつゞき称ゆゑどいとゆゝふハきこえぬ子良よ
りも年まさりの女子良をもに奉仕し月事の
ほどハ退下りて身潔ありて復まう此ゆゑと
その子良ら親母の義ふハ、うとも其ものあれど坂士佛ゞ長歌よ
擾とバオモラといふべきやや
第十一帯刀先生腋本鳥連
○異清曰帯刀陣ハ東宮侍衛の舎人陣列の所也古
今集春下後拾遺集賀部などたちは死のぢんと又

元指若抄宮城部諸司ノ厨町ノ条

東ヨリ陣ト云ヒ布ヲ近衛陣座兵衛陣溝口陣ノ
新ニ陣列スルヲノ義依俗ニ役所ト云ヒ
町ヲ下役石也ト云ニ帯刀長モト二人ヲ帯刀
腋ヨリ一人ト木鳥左右木鳥腋負数連八人北申ノ
鳥腋モ同モノ帯刀舎人卅人ヲ
連ヌ四五人ヅツ陣ヲ北面
リテ東宮ヲ警固ス禁裏ニ
トイヒ東宮ニ帯刀トイヒ院ニ
勇ノ舎人也江家次第十四ノ巻坊ノ篇ニ毎仁人懸申
文勾申ス両宮ノ者注仁官ニ転任他官ニ者注ス其由ニ長木鳥

衛門腋兵衛自余馬允二人文官等云々按申文ノ勾ハ申文ノ勾ヲ懸ル
事ニ木鳥ハ衛門尉ヲ兼帯シ腋ハ兵衛尉ヲ兼帯
セシトヌ如ク馬允二人許トハ官職秘抄ニ前
坊帯刀ヨリ左右馬允ニ人ハ馬允ニ仁ヅルヨシソレゾレ
帯刀舎人ヨリ二人ヅツ陣ヲ固ムルヲ馬允ヲ請義シ文官等ハ又
ハ文官ヲモ請ル事トモ同裏書ニ延文四大府記帯刀一年二
人仁ズ衛門尉連八人名仁ズ申ス云々按ニ帯刀舎人ハ
衛門尉ハ仁ズルヨリテ名申ヲモ一年ニ二人宛
テヨロシキヲ撰ビ仁ズルナリ官職秘抄下巻
左右衛門少尉ノ条ニ兵衛尉ハ官申ヲモ仁ヅルナリト
為ル允有ル成功諸司助上文章得業生前坊帯刀長木鳥
道志等仁ズ人ニ云々山槐記治承三年十二月十一日ノ条ニ自リ三条
少将ニ示送ル云ル春宮小舎人告ニ昇殿之由ヲ略中帯刀源康

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

資（木鳥大夫）尉康綱（同ク腕部大夫）子紀業兼（同ク腕）
頼連右兵衛尉次形（ガ）子藤原時能轉（ズ）美濃守則清（ガ）子藤原
景政（宗政ガ子）轉（同ク腕）云々按（ニ）木鳥康資（木鳥腕業兼）帯刀
位（蔵人ヨリ）進（シ）連（ノ）時能（同ク景政ガ）康資（業兼ガ）
跡（ヲ）木鳥（ト）腕（ト）木鳥腕（ト）ヲ許（サレテ）六
珠恩（ヨリ）連（ノ）時（ニ）遁（レ）（下巻春宮坊ノ篇ニ）
し（此）文（ニ）云（ク）帯刀長（ト）腕（ト）云（ヘリ）
なお職原抄（古本）（ニ）帯刀（ヲ）者撰（テ）重代侍（ノ）補（ス）
べし（ト）
之（ヲ）自（ラ）公家被補（ル）之也昔源平重代武士多（ク）補（ス）之（ニ）長
二人近来一人（ナリ）先生是（ヲ）也連（ノ）（ニ）廿人（ヲ）内木鳥谷（トリ）一人（ナリ）
云々有職問答（ノ）三（ノ）巻（ニ）帯刀（ノ）陣（ノ）云々長（ノ）あるを
腕（ワキ）範取（ヨリ）と（テ）切り又別（ワキ）と（テ）切り
云々延喜式（ノ）春宮坊（ノ）

舎人六百人帯刀舎人卅人（ヲ）在（リ）（此中（ニ）云々按東宮職員令ニ）
帯刀（ノ）舎人（ヲ）ばかりそ
帯刀（ノ）中（ノ）先達（ノ）義也木曾義仲（ガ）父帯刀先生（ト）もいへり
賢（ガ）名人口（ヲ）膽炎（ト）先生（ノ）二字呉音（ヲ）濁（テ）い
ふるゝ（ハ）誤（リ）歟（ニ）腕あり江家次第山槐記
有識問答（ニ）用（ヒ）（上ニ引）せり（ト）あるに出（ヅ）相撲（ノ）最手（ノ）差次（ギ）
を腕（ト）いへり（ト）おもはれどその負数（ハ）さだかならねば
と蓋（シ）一人（ナリ）ならべくや連（ノ）八人（ノ）あり職原抄（ニ）廿人
とあるなど大府記（ニ）八人（ト）云（ヘル）ところあるべく
おぼゆ連（ノ）八辟主（ノ）（ニ）て帯刀舎人卅人（ヨリ）も頭（ノ）

の者あれバ一群の中まて主とうち寄りしこの連八人の中の上首二人を木島といふ江家次第十四の巻坊官陳月の条山槐記に見官職秘抄下巻左右衛門少尉の条職原抄に見るどに木島と書き有識問荅に見ふ籠取とまていひもコトリとよむコトリハ事執まて執事といふがおとしそをとりもてるよりの条よりてくらのをり同異本ともまて傀儡の頭分の事執行あものゝ事とみるも又部領役コトリと訓もおかし喜多り日本紀推古紀十九年夏五月五日樂獵於鬼田野

取鶏鳴時集于藤原池上以會明乃往之栗田細目臣為前部領額田部比羅夫連為後部領云々前部領の旁訓或サキノトモヒトもあり假名日本紀推古紀十九年夏五月五日鬼田野に藥猟しける時の事を書りて藤原池のほとりにてありけれバ也あもり往之畢日細目臣後部領とし額田部ひらふのむらじ後部領とある稽日本紀の十九巻秘訓に前部領、コリへノコトリ云々参集せの巻に防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上云々相模國防人部領使守従五位下藤原朝臣宿

奈麿云〻駿河國防人部領使守従五位下布勢朝
臣人主云〻上総國防人部領使少目従七位下荻
田連沙弥麿云〻常陸國部領防人使大目正七位
上息長真人国嶋云〻下野國防人部領使正六位
上田口朝臣大戸云〻下総國防人部領使少目従
七位下縣犬養宿祢浄人云〻信濃國防人部領使
云〻上野國防人部領使大目正六位下上毛野君
駿河云〻武蔵國部領防人使掾正六位上安曇宿祢
三国云〻公事根元七月相撲の条は先十六七日
の召仰あり上卿勅を奉て左右比次将は相
撲あるべきよし勅せり乃左右の至る
方をとけて国〻へ使なくごとくして相撲をめ
ざす方等もおとり使とやらんもおなじ云〻あとものよ
えそろえてあるべしさて舎人は漢書一巻高帝
紀上の注は師古曰舎人親近左右之通称也又巻廿九
曹参傳注は師古曰舎人猶家人也というをお
もつむ殿駈等の通音也古事記傳三之殿侍の義
とし儀訓栞三之刀祢は殿寮舎人を刀祢入殿寮
入の義なりといり
帯刀陣在春宮坊

長一人（猶言帶刀之長官也）
往古、二人後者為一人陣内之上首也、世称帶刀先生
腕（蓋一人カ衍）次官（猶言帶刀之次官）也、腕或作脘、或作別、訓通用
先生之差次也
木鳥（左右猶言帶刀之雑官）
連八人之中、以極臈二人為左右、木鳥是帶刀舎人之部領也、兼帶衛門少尉者、謂帶刀衛門尉（猶言帶刀之主典）
負數未詳

左右木鳥之差次也
連負數未詳
八人之中有左右木鳥及腕、則蓋四五人欤、連訓年良、自群主之義、主領於帶刀之群者故云、
帶刀舎人卅人
此中八人為連、往古春宮舎人六百人之中撰
卅人為帶刀舎人
第十二別當專當
○典清曰、別當八職司也、已有官の人別ㇾ其職ㇾ當ㇾ仕也、國語晋語、玉篇ㇾ當仕也、

注ス當猶仕也ヤマト左傳襄公廿六年ヨリ主ノ字ヲ
義モ用ラレドサラニ公アリトモスベシ良辨東
大寺ノ別當ト成リシヨリ代々主職ヲ補スサテ
大歌所別當挨非違使別當藏人所別當ナドアヨ
ときこゑ職原抄ニ穀倉院別當ハ吾妻鏡ニ遊女ノ
中別當小別當俗別當ノ名アリ顯密威儀
別當諸司別當侍所別當深殿別當ナドアリ顯密僧ノ
便覽下卷ニ顯密僧官ニ有別當者孝謙天皇天平勝
寶間良辨始テ東大寺別當嵯峨帝弘仁中空海亦
為東大寺別當自良辨至于空海為別當凡十四人

按南齊書正官之外別當統領僧家有此稱想必據
之ト云ヒ唐書廿三ノ上ノ卷ニ儀衛志第十三上ニ唐制ニ
天子居曰衙行曰駕皆有儀衛有嚴云々衙門左右廂ニ有
廂五門執夾人同上第一門云々第五門居左右
武衛白質步甲隊之後黑質步甲隊之前五門別當步
甲隊黃麾仗前馬隊後各六人分左右弋服大袍帶ニ
弓箭横刀云々此文中ニモ別當ノ字アリ又三代實
録貞觀十二年二月廿三日北条延喜式式部式下ニ
り專當巫專當錄ナドモイヘリ

第十三 位階朝散大夫四品

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

○興清曰ㇾ位多無官まて位昇ㇾ
位ハ官位異ㇾ人の官ハ辞して位のこゝ
ゐ殊ハ常ㇾバりサンと並べ称す多くハ有濱岡
若ハ元正文徳實録仁寿三年六月己巳の条ニ
為ㇾ散位頭ㇾとも有り朝散大夫の散も散位
散人表木の字義ハおなじく無官ニ用の人のよ
しも本朝文粋六の巻藤原倫寧請状ニ何春再期ㇾ
散木之栄ㇾと書り散木と各用の五位をさしていふ
つる故ニ朝散大夫も従五位下れ唐名ありとても
當時関東ニて叙位せし各役の諸侯ハ皆称し
まさ関東ニ四品の称有りまた唐名ハ取て従四
位下と正五位上の間ニ従四位下格の位を設さ
り也官より賜ㇾる位記ハ従四位下の位記しさ
ゐバ漢音ホンシンと呼つきまた親王の品位ハまたゞひてあるゆゑ
ニき唱誤ありバ改むるよし形し

第十四大夫

○興清曰大夫ハ五位り称す諸大夫家と云ハ四
位五位の家也その家ニてハ六位ありとゝ
我ハ六位ハ諸大夫とハ唐名ニて五位已上従二

位までを大夫(ダイブ)と我朝にて大夫とダを清(スミ)ブを濁(ニゴリ)ておなく五位の称ある里おを大夫(ダイブ)と訓(ヨム)べきなり故或ハダイブと悪(ヨトバ)く濁て呼(ヨ)び或ハダイフとタを清フをウのごく後世の誤あり故口伝(クデン)ありてこれを記しこゝに書もあるは此うつそやまる大輔ハダイプとダを濁(ニゴ)りプを清(スミ)て訓(ヨム)つき故或ハダイブと上下を濁(ニゴ)り或ハダイフと上を清(スミ)ヤ故ウのごく訓(ヨム)ハゼフとせを清(スミ)フをウのごく訓(ヨム)ゆ又大膳大夫(ダイブ)左京大夫(ダイブ)などの唐名あるごとぬ官の大夫ハダイブと共に濁(ニゴリ)て呼(ヨ)べし此等(ラ)の唱(トナヘ)ハいづれも誤(アヤマリ)なれど稽古(ケイコ)を改かるゝとがかりと弁(ワキマヘ)知(シル)のごとあるべく公式令義解(ギカイ)に於(テ)大夫(ト)四位(ハ)称(ス)レ姓(ヲ)五位(ハ)先(ス)レ名(ヲ)後(ニ)レ姓(ヲ)其(レ)於(テ)大政官(ニ)三位以上(ハ)称(ス)レ卿(ト)四位(ハ)称(ス)レ大夫(ト)五位(ハ)称(ス)レ姓(ヲ)六位以下(ハ)称(ス)レ姓(ヲ)名(ヲ)司及(ビ)中国以下(ニ)五位(ヲ)称(ス)大夫(ト)謂(ハ)一位以下(ニ)通(ジ)用(ス)此(レ)称(ヲ)ノ大夫(ハ)ダイブト濁テ訓(ヨム)ズ清テ唱(トナフ)ルハ五位(ノ)大夫(ハ)五位ノ通称(シ)弘安礼節(レイセツ)ニモ五位ヲハ大夫ト書(カ)シ云(ヘ)ト雖(モ)侍従(ジジウ)ノ大夫(タイフ)ノ進大夫(シン)ノ判官(ハウグワン)大夫ノ将監(シヤウゲン)左右近大夫(ウコンノタイフ)蔵人(クラウド)ノ大夫(タイフ)等(ナド)ハ

式部大夫あとの名目ばかり衛門大夫を左右衛門
大少尉(ダイショウジョウ)は従六位上より七位の相當ありに功労ある
位て従五位下まで昇るが規模として五位が称
の大夫(タイフ)をもて衛門大夫と呼(ヨブ)ならはし賞賜の名し大夫
進(ダイシン)は五位の中宮大少進(ダイショウシン)也大夫判官(ハウグワン)は五位の廷
尉也大夫将監を叙留せしたる左右近将監也あるが
左右近大夫ともいふ式部大夫を式子巫の六位
蔵人(クラウド)を兼るが叙位して地下(ゲ)よりのぼる官(ツカサ)
の蔵人が称しているが名也蔵人五位ともいふ
此名目平家物語まで見えて有識問答は説ばかり
五位といふまでも職原抄よく考へ官あるて五位まであるものと民部大夫を
を主て五位ばかりの也此等の名目の起りを
准(ナゾラ)へ知べし

第十五新本氏の字

○典侍曰新中納言(シンチウナゴン)新三位中将新蔵人新内侍本三
位中将氏蔵人氏内侍などの字なり新本氏あるの字
かうぶる(ママ)也呼(ヨブ)を新ふ第一下臈(ゲラウ)の官人より新
の字が称する也三位中将二人あるば上首が本
三位中将下臈が新三位中将とわけてよぶが本

院新院などいふあり氏蔵人氏内侍などを
極藤差次氏蔵人新蔵人などいふ氏とは源藤人等
蔵人などいふ氏也内侍とは源内侍藤内
侍などいふこと後世
○
第十六正六位下已下、中古以来不叙之、
○興清曰治世七位已下、八階とは
名称、治附ふ十八階といふ階級にて授るをかし職
掌等ありても六位の中にも正六位上に授るを
六下従六上下乃三階を授るをかし職原抄神祇

祐の条に近代六位中不分正従皆是正六位上と
あるふこのゆゑんなりつのはより正六位上
より限るぞといふ天慶六年の日本紀竟宴歌
ふ従六位下秦宿祢敦光正七位上藤原朝臣利博
本朝文粋一の巻源順高鳳刺貴賤之同交歌ふ正
六位下孫従七位上子ありて
事あるごとに
○
第十七姓氏
○興清曰朝臣宿祢県主あるとかうれ戸を書る
の差別あるとをいふ賜姓命氏とそ姓ハ朝廷

より賜もりて子ゝ孫ゝ易ゝ
しむるもの也氏を胙土命ずるとその生産の地
名なを称して生土の恩ふ報いんためなり申請て許
さるゝ也あるひと族とも家ともいひてその一族
をあつむるもの也あるひらのゆきよしら左傳
正義隱公元年氏族博考總論萬姓統譜序雲麓漫抄日
本後紀延暦十八年の条中臣系圖延喜本系帳引用神皇
正統記應神の条新撰姓氏録序日本紀通證天武十三年の
日本紀延暦元年俗説辨可成談秋草あど考て知べし
さる残有識問者二巻のよ正六位上行左衛門少尉

平朝臣ゝゝ事六位あるひ姓よりて朝臣と尸
を冠事不審也姓を付て尸を書ふ昔を六位七位
迄も許也拾芥抄治曹部院の時代以来禁制也其比
八五位よも堅被制之四位ハ書之者を位署ハ古
幹を摸欤云ゝと所りて近事を五位以上あるで
も朝臣ハ用めをゝあるもあるひこゝをいふこゝハ除目の時の名なり某朝臣と称し姓朝
臣と称をあどあるよりふるをおひまぐしも
の也古代ハいふ卑賤の者よりも姓ばかり称ハ
あし後世よりも志らあるべきをし試よ姓氏の

名義抄に氏ハ肉血の義し肉ハ身也ミとム
ハ通音にて氏の六人部抔身人部と書類あるし
波をウバラともムバラともも猪をウジナともム
ジナとも鰻鱺をウナギともムナギとも馬をウ
マムマ梅をウメムメ郁子をウベムベともいふ
抔ありてもバウゲのウはムの通音にてムハ身
也肉也骸をムクロといひても身袋なる事し知
度論に人体抔臭屎穢といつるも袋またとへし
例し血と肉とに据て氏をウヂといつるし姓ハ
皮骨也人体の中骨ばりにて立皮ありて堅あし物

をめぐぼ二ツを羅ていつるも名也姓を骨と書くハ
皮骨の皮の字を有そうるかり又尸と書しハ死骸
を屍とまけば死を忌有てハギキ
て尸とそし骨尸の二字共に姓氏ともし朝臣宿祢の類氏
姓とそ朝臣宿祢の類氏とも源平藤橘の類ある
そハ論あし又姓とめそもそ史ハ氏をも欠そる
例あ皇賜姓源朝臣と賜姓氏源姓朝臣と書
べきを有ぢ也公式令に位姓名と位姓名まゝ位姓名と
ばり制度通よこれ抔疑つるかよくわからぐつざ
ぢ也皮骨を有て骨と書き姓氏を有て姓とまく

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

古例おおうそ氏姓の字ハ氏姓を通用し氏の
字ハ必姓を用ざれど也源姓源氏平姓平氏な
ど通しまけと朝臣宿禰あるど姓氏といつるを
ハそも〳〵又かう風の例をたとつば舜ハ嬀
姓しその後裔陳を封せしまて陳氏を命ぜる
陳平あつば姓ハ嬀氏ハ陳名ハ平也治也をとり
て氏のごとまわり故を姓氏相混じて一ツ也今
源ハ氏姓ハ朝臣名ハ頼朝より賜姓命氏と
て姓ハ天子より賜もり氏名を請て命ぜらるゝ
今、世公家の称号を習て武家を在名あり称号も
在名もその住在所の名もて称するとし源平藤
橘などの氏をとて公家多在名姓氏として
姓もあにとも志ざるがおほし可嘆を異国
も姓氏名字號の五ツあり姓を始祖以来の姓と日
本ハ源平藤橘の如し氏と
により〳〵多領知もの或ハ
て甚一族の称号とする也
の新田足利などやうのごとし今、世名字とうふ
ごとも名とやうの父のつけ
如し云く俗説辨ず姓も氏も

して氏ハ用(コウ)し然せども多(ワケ)てハいつゞ源平藤橘ハ
姓也姓ハ万世まで かもとゞ新田足利北条菊地
楠多氏し此(コヽ)を住処よりて代々まりてかもとを
しめす源氏平氏藤氏橘氏とをいつゞも新田姓
足利姓北条姓もとゞくふいつゞもざるし又新田足利
あど称名字とおわえてる者あり甚非也足家号
也名字ハあくまでも一説昔より古き姓
氏の端ハおもとゞねど再按して用ゐさもあま
む抄如左り

第十八 大守刺史

○異清曰大守ハ天長三年九月親王のために上總
上野常陸三ヶ国を以置て仗を受領とせ玉ふ事類
聚三代格職原抄などふダイジュと濁(ニゴリ)
て訓(ヨム)べきよふハ唐名(メイウミヤウ)をあて大の字を清(スム)例ある
ゆえ大守(ダイジュ)ハ唐名なれバ又将軍の唐名の大樹(タイジュ)
八大を清樹(スミジュ)と訓(ヨム)ぜられよ混(ニゴリ)せざるように
大守の二字濁て唱(トナヘ)けんを徴(イヤシ)し又近来國主の諸
侯(ダイミョウ)大守(ダイジュ)と称す本朝文粋七の巻行成書よ豫州
大守(スミジュ)とありこれをもとより唐名(カラナ)をもて大守清守
も清て唱べし守を濁ハ将軍の唐名(カラナ)なりまぎる

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

まがゆ也されど親王の遥授ふをダイジュと
云ふ淳り今の諸侯も國守ま
清き將軍も唐名大樹ふ大
をも知づ又今の世僧家ま
みまする小當主ふ守と称し世ま刺史と称
するふいうまでや刺史大守
らび共ま唐名あれぞりつ
朝文粋二乃巻公卿意見六箇條ま國守者古之刺
史也とも又白同八の巻源順沙門敬公集序ま負
外刺史と書ふ權守也同十の巻ま慶保胤銭

州源刺史赴任序ま江以言餞飛州刺史赴任序
あどもあり

第十九唐名

○興清曰官位唐名の訓ま漢音の例まて大
又清て訓六の字ハリクと訓又自身唐名ま書ふ
非礼ありまし有識問君一の巻ま尚書右大丞藤原
へりされど本朝文粋七の巻源順詩序ま但有
行成礼部侍郎以言白同十の巻源順詩序也あど古書の奥
好学無学者前泉州刺史頃
書ま吏部少卿親衛校尉あどやうま記しそらも

おもむきを時宜によりてくだくだしく官位唐名を擧廣相が唐名抄又指figure抄など古書ども抄ものせる説を取捨して注付るもまた注也

第二十守行の字義

○與清曰位署書る守行の字ありて用ゐ位高き人軽官を勤むるをも名ありて位貴官賤き行の字を用ゐる也又官高き人も卑て位重行の義も取て説ざるべからず此等の字ハ平声にてユクと訓べく去声にてオコナフと訓べし其差別ハ大なる異也異位重行のあるハ代始和抄など注釈あれども関て知べからず禄令に凡行守者並依官位帯位禄帯人行七位官者給七位禄帯人守六位官者給六位禄之類也とあるまで守行の字義明也

第廿一侍臣殿上

○與清曰侍臣といふを侍従ともいふ侍従ハ四位五位の殿上人を侍臣と称し蔵人の称也近代ハ四位蔵人の唐名を侍

中と称す侍中と雖ども殿上人と
○殿上人ともよぶ殿上人とよぶ四位五位の人昇殿
とも清涼殿御殿とも中殿とも
也天子の御座所也
の間へ入事許すもの
也六位蔵人も奉仕の中ゝ殿上人也是を地下殿
上人と称す唐名雲客三位已上を胸卿と称す帝より月卿雲客と称
せ物語書ようびと月卿をかんだちめと
人と称すとそ世ゝ堂上衆と
昇殿外昇殿半昇殿の差別あり殿上の内ゝで着
る外昇殿外の小板敷ゟ
侯して石ゟ庭上の倚子ゟ御座す龍顔を
拝し奉るを半昇殿といふ侍医侍讀ゟ限るとも
也式正の時の事ゟて内ゟ
召ゟ也殿ゟ昇殿の事禁秘抄侍中群要あど
ゟも是又選昇といふ事にて六位蔵人五位
て地下ゟ下至ゟが再五位蔵人ゟ
すゟ故いふ千載集雑中ゟ歌あり名月抄ゟゲン
ジヨと訓ゟし志ゟされゟ三光院丹府記ゟ大
臣三人大政大臣ハ此外也関白在此中大納言十
人中納言十人参議八人都合三十一人是ゟ現任

公卿ト号メ天下万機之政取行仁侯公ハ三公
也三大臣ノ事ヲ申候卿ハ大中納言参議此二十
八人ヲ卿ト申候殿上人ハ四位五位ノ雲客ヲ申
候員類不定ニ候中将少将八輔以下依家々官ニ也
差別雖有之四位五位皆同称殿上人ト候ともに
て殿上人の数もおほくしまたハ殿上
人とよび呼ぶ五位六位の蔵人の事也職原抄式
部有の条ゟ殿上ニ亟とあるハ式部亟の六位蔵人
ゟ補ゟさゝるゆへ
第廿二 上上卿日上丹弁外弁職事

○世清曰一ノ上ハ一ノ上卿の略也大政官中の執奉
行也職原抄左大臣の条ゟ官中事一向左大臣統
領之故云一ノ上ト關白之人為左大臣時ハ右大臣行一ノ
上事是依關白ノ手奪也藏人所篇見内官職難義ゟ左大
臣ハ當官諸公事をゟ執申殿上別當ゟあるゆへ
程ゟ一ノ上ト也一ノ上と讀を或大臣を事ゟや一上
ともされしをゟゝさゝ人皆其大臣を異名ゟ一
ともゟれおゝくゟゟ侍り死関白左大臣ゟる時
ゟ一ノ上を次の大臣ゟ奪行ゟ関白万機の
政を補佐しやさゟゟ官職ゟ事ゟゝ奉行ゟき

中ゑ門よりだのあるなどそれを左大臣を一
上とし左大臣関白をわれ
らう也これ官中まで公事ばかりふ
まで奉行をうゆゑ
事のをりの人をつかふ大臣をわれ
ばとし大中納言の人奉行
ばとん公事の當日まで
日上(ヒノカミ)といふも日の上卿(シャウケイ)の略也有識問答一の巻
る兄西内弁(ナイベン)外弁(ゲベン)八節會のとき
行ふ弁官(ベンクワン)公事(クジ)上卿(シャウケイ)もおなじ大臣故

障(サハリ)あれば大中納言の勤仕(ゴンシ)する也外弁ハ兼明門
の外にて第二の大臣節會のをりふ弁ハ
ともさもあらばハ大中納言ついとも有識問答(レキジ)
事根元江家次第抄名目抄あどふんまし騎事(レキジ)ハ
職原抄蔵人所の篇ま五位中又摂補(レ)三人(ブ)六位中
又摂補(レ)四人(ブ)一謂之職事(シキジ)と
を職事(シキジ)といふ殿上(デンジヤウ)の諸事を職掌(シキシヤウ)ふ
也その中ゑ職事(シキジ)とのふ
人ふまふ頭をも官とし五位蔵人を必ずとし六
位蔵人を判官(ハンクワン)とすまをは地下(ヂゲ)ゟ殿上人(テンジヤウビト)ゟ職

事故規模とする也 按ずるに検非違使、尉を判官とも
廷尉ともいひて 按ずるに検非違使、判官廷尉あどいへども
左右衛門尉 左右兵衛尉を左右、衛門左右、兵衛と
いひて尉をいもじ掌侍ハ内侍の亜ぐ
内侍とよしいふ類皆尉を賞翫しそを称呼也又
令ノ職事を當官の称とし散事を前官の称とし
そのハ蔵人の職事そハ殊なりそぶ事を職掌
するよしの名目也

第廿三 輔代 政官陣官人御倉廳頭

輔代 大輔代也 政官ハ外記し陣官を近
衛陣の官人也 官人ともいふ御倉ハ御倉、小
舎人也 廳頭ハ左右近将監の上首の称也 輔代
ダイ政官ジヤウクワン陣官ヂンクワン御倉ミ
クラ廳頭チヤウヅウあど訓法也 叙位秘抄江家
次第洞院家書札傳中群要四節ハ座抄大饗雑事
吉部秘訓抄康富記などよみめ

第廿四 九人 九家花族清華英雄公達

○ 按清曰 九人 九家を似ていふ称まて別あり 九人ハ
清華の称まて華族英雄あるどいふもおなじ也
大臣家と称ず大臣 先途として摂関大臣を

あるべきの家也職原抄大将篇ニ九人者殿下眉目云ニ同中将篇ニ凡人衆之實朝公是也云ヽ

○おもうハ清華ニ准ずる家を九人といふ尊氏公の事あり職原抄ハ作者親房清華ニ准ずれバ清華ニ准ずるものとこゝえて九人をえらばれし心下の家の称とせりまれと百寮訓要職原抄後附ニハ清華を摂家ニ對つゝ九人ともし説よろし凡家ハ羽林家ニ准ずる大中納言参議を先達とす清華の次名家の上也九人九家各別ある

ニバ思ひまぎらハしつゝ九人ニ准ずる義の称なれバコウダチとよむべき事あるに梳草子ニハきんだちと書て稽き称呼也摂家の子息清華の人ゝ皆公達也羽林家ニ三公ニ至る迄公達の列あり

○某廿五カ弥

○照清曰カ称ハ今の世直垂陪臣ニ准ずる武士ともし侍よりも呼すてゝ公ニ仕へ拳ることのゝ總名ニいへりされど人を敬ふ辞ニ用て盗賊ニ對ひて山の

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

刀祢ともいふも海人の刀祢里比刀祢あどふ
御用を勤るをのふつふめをば論ふし散位をト
子と訓も此義也女をも命婦宮人をヒメト子と
必ず.さて刀祢といふる詞の勿ふもとトネリの
略ふて舎人ずり出し名也本居宣長ハトネリは
殿侍の義刀祢ハ伴之部の女を着き乃辺の的祢
あれバさる心うと古事記傳廿三の巻まいひき
れど殿剔等ハ通音ずやともおぼ漢書高帝紀
上の注ニ師古が曰ク舎人ハ親近左右之通称也後為官ト
とあるふて舎人の字ハ充ふるふし知べし続日

本後紀九の巻ニ公卿百官及刀祢等ニ賜ふ
祝刀祢等ニ西宮記七月節會の条ニ愚案百官
主典以上称ニ刀祢ト一云ヒ秋冬の祭五月五日の条九
月九日宴の条ニも元日踏歌をバ小節
の公事根元踏歌節會の条ニもあり小節ニもま
とやん白馬豊明ハ大節といふ刀祢めせと母
ちきんどちめせと作ル大節ニハ刀祢めせと母
弁の作ずるおもりめをふるちきんどちと
ハ大夫達をかふり五位のそのほか也五位と上
のものゆめせと作ずる也大節ニ刀祢と六
位をいふ六位の事ハ後ニとやめ也云ふ

○嘉祥日本紀略ニ大同二年十一月辛丑是日制ス
正權官ヲ依階為ト叙ト云々新野岡麻呂等定基卿等ヲ權官
官正官ノ別ヲ大臣ハ仕大臣ノ節會ニ宣命ヲ
セシムルヲ以テ正官トス中納言ハ宣命ヲ
の奥ニ書ノ宣命ノ如キ事ヲ以テ
ル始也今世仕大臣ノ節會ニ宣命
ヲ讀ベキ事ヲ以テ
ハヲ以テ大中納言權官ヲ

たえてうといもの大塚嘉樹を後光厳院の文和
年中以来両官あるといつまをいふ誤也又中少
将あどまも両官ともえて皆権中少将のうへの
陣目を行ふもぞるゆゑ寄意き顕官まゐ両官
を置れぎるまし伊勢貞丈いつを源氏明石なか
ぎより外の権大納言ともかまより外ハ員外
の訓まて員外ハ権官の唐称あり

第廿七准摂政復辟

○慶滋曰摂籙の人復辟の後関白ともをあか
ぬゆゑ別まて唯摂政の宣下あるそのゝ後

亮し優せ〻り〻儀也已海兼安二年十二月廿二
日の条ま申刻参内云〻抑今日可有復辟也而俄
延引来廿七日云〻其子細問兼光申云去夜俄明
年自叙位儀可有御前議云〻因之今夜有復辟者
宣奏之条頗以有煩依不可有准摂政義也是天永
例云〻此事太以不被其心事也寛仁寛治復辟表各
両度相加三上表五度也則被収之其後有准摂政
之義陽一年復辟之後第三年自陣月有御前議天
永知足院殿無准摂政義是白川院御今案也従例
已最吉仍大治久安如此云〻同廿八日壬戌昨日

摂政復辟云々詔書又兼光作之今夜俄其義変尚
可依寛治例之由議出来卒爾有准摂政之義云々
同廿二月朔日の条ニ親宗云復辟之後被宣下
准摂政之由上卿中御門中納言宗家云々大治久
安祖父最親被勤此役尤可被仰他人欤云々頗可
然事欤云々百錬抄建久二年十二月十七日の条
ニ摂政被上復辟表次有関白詔又被下准摂政宣
旨あどそうそうて知べし復辟を摂政其政を
君ニ還す義也本朝文粋五の巻匡衡の辞表ニ以テ
正月復辟と見ゆ尚書洛誥ニ周公拝手誓首曰朕
復子明辟云々注ニ周公盡礼致敬言我復還明君
之政於子子成王年二十成人故必帰政而退老と
あふ故事ニよれる字し漢書王莽傳上ニ孺子加
元服復子明辟如周公故事云々此外漢籍の不見
いとおなし准摂政准大臣准参議あど准の字
同義ニ用ふる名目也

第廿八非の字

○與清曰非参議のうちもあるべし非侍従非少納言
非藏人非成業非識非色の人あどヽ非の字残蒙せ
ていふ名目おなじ非侍従非少納言ハ公事節

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

會ヶ外人の其日ぐらし侍従ヶ納言の掌拔勤仕
すゝを以ヶ非ヶ如き北江家次第二孟旬の条
ゟ まるゝり非識を有識ゟ對ゝる名し海人藻苅ゟ
尤も本朝文粋五の巻菅家請罷藏人頭ゟ状ゟ非據
之職と行ゝを別也非藏人非威葉ハ職原抄ゟ
ゟび注するゟ及ぐ非色の人を禁色の織物の
裝束を許されざる人あり
第廿九 追捕恪勤者
○興清曰追捕ハ引井フと訓て罪人を追捕ゟ義也
又追討の義ゟ用ゝるゟ後三年繪詞ゟ見あさ
ゟを後世明法家ゟあやまりて廷尉判官ゟ補す
るゟの我ツ井フクと係ゟ上声を入声ゟ呼もい
ゟく誤し名あゟどゟあゟ訓法とありてゟの追捕
輩々武家重代者并諸家恪勤中殊ゟ重代器用被
補ゟし職原抄撿非違使尉の篇ゟ引ゟし三善清
行の意見十二事ゟ諸國撿非違使掌糺境内之姦
濫禁民間之凶邪然則國宰之爪牙非庶之衛策也
必須明習法律兼詳決断而今仕此職者皆是當國
百姓納贖勞料者也徒費公俸不堪差役空帶其名
曾非其器亦猶如畫餅不可食木吏不能言也伏望

盤試明法學生宛仕職々其試法一如明經國學之試國中追捕及斷罪一向委此検非違使猶如京下有判事及検非違使也とあらばもと民間より撰補しらるゝ法なり看督長追捕あど故不されしるとゝめ怙勤を侍の事也考課令も怙勤者也盡力日勤と見えて諸家の侍の多公怠らん誠情の者を怙勤者といふ源氏藤袴もかくぞんとなりの事も職原抄も詳あるを今の世親王攝家あるとて諸大夫といふものゝ

○喪清日吏卒ハ律の八虐の八ニ日ノ不義の義解ニ吏ハ謂ニ史生使部ニ卒ハ謂ニ防人衛士之類ト又令ニ史生ハ和名抄ニ俗ニ音如ニ賞とあるをいまへ清てシャウとよびしも名目抄ニ清てシヽヤウとよびしかれ今世の役所の物書といふ者也使部ハツカヒベとよむ役所の小仕也部ハ群集の義ムレの反メ也への渭音ハメの通音あるよし必渭て呼べし防人衛士ハ軍防令の義解を考ふまもり兵士とて民戸より簡取りそれが軍團ニ習錬せしむ

おほく載す防人部領使もこゝ

るし軍團を國ごとの軍士の聚（あつ）め処大毅（たいき）少毅（せうき）校尉（かうゐ）旅師（りよし）隊正（たいせう）あるありて教授（をしへさと）すことを兵士の京（みやこ）に向ふ士と名づく。こゝに上番（じやうばん）一年ごとに衛門（ゑもん）府守衛（ふえまもり）の人をサキモリと訓（よ）ませり。上番三年ごとに防人（さきもり）と改（あらた）め遠境（とほきさかひ）に向ふを防人（さきもり）と訓（よ）ませり。義（こゝろ）てセキとサキとハ通音（かよひおと）ナレハ隔（へだて）の通音（かよひおと）ナレハ隔塞（へだてふさ）し関刻（せきだち）をセキドといふもまもりおかじ（守置）モリハマモリなりと月守（つきもり）也古言（いにしへことば）なりヒともいひ中比（なかごろ）まで一轉（ひとめぐり）せし物（もの）なり。防人（さきもり）の死（しに）たる者（もの）を徒（いたづら）に慰草（なぐさめぐさ）ハ目代（もくだい）とかとり

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

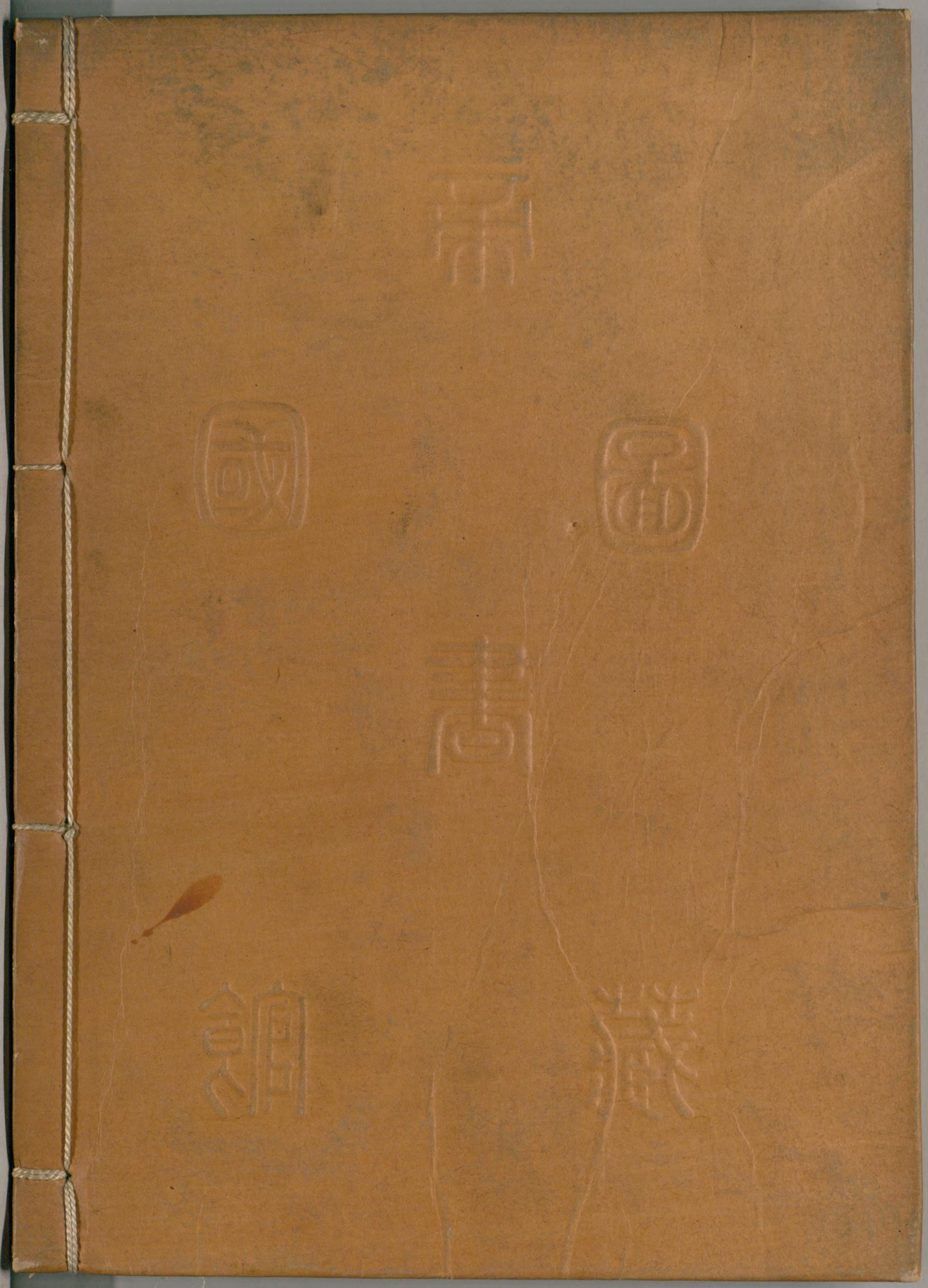

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用